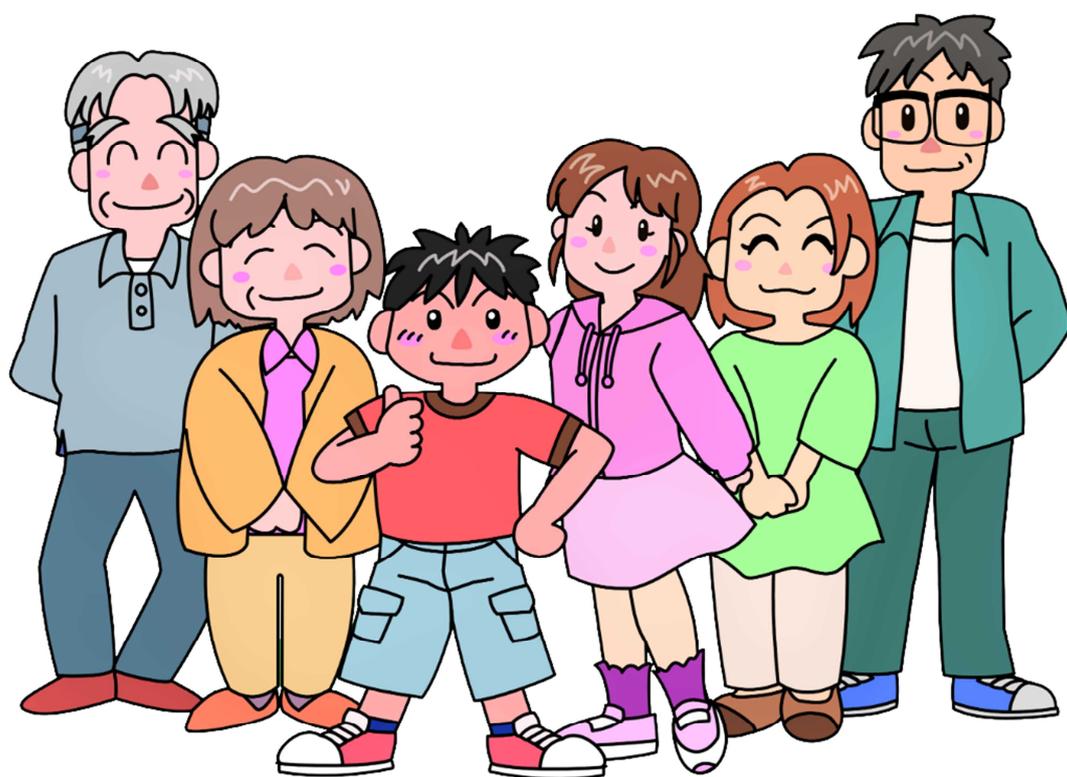


# ぶんごおおの生き生きプラン

---

第3次豊後大野市男女共同参画基本計画（案）



豊後大野市 令和8年 月



はじめに（市長挨拶文）

---

令和8年 月

豊後大野市長 川野 文敏



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

豊後大野市では、“男女共同参画社会<sup>(1)</sup>の実現”は、地域社会全体に活力をもたらすまちづくりの重要な課題と位置づけ、これまでに「豊後大野市男女共同参画市民のつどい」や各種講座の開催等、市民や企業等に向けて、様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、本市が令和6年度に実施した「豊後大野市の男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合は増加してきているものの、依然として、家庭や職場、地域において、「男女の地位が平等」と考える人の割合は低く、男女間における固定的性別役割分担意識<sup>(2)</sup>に基づく慣習や社会制度は根強く残っています。また、ワーク・ライフ・バランス<sup>(3)</sup>の確立や配偶者等からの暴力（DV）<sup>(4)</sup>対策など男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題があります。さらに少子高齢化の進展、人口減少、景気低迷による社会の急速な変化に対応するため、今後ますます、男女一人ひとりがお互いを尊重し、共同して家庭や職場、地域社会に参画する必要があります。

このような現状を踏まえ、令和6年度は、令和3年3月に策定した「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（改訂版）」の見直しを行い、市民意識調査を実施しました。「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」は、この調査結果や国・県の男女共同参画社会関連対策の動向を考慮し、令和7年度に策定するものです。

---

<sup>(1)</sup>男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会。

<sup>(2)</sup>固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

<sup>(3)</sup>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。1990年代のアメリカで生まれたもの。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

<sup>(4)</sup>DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV防止法」とも呼ばれる。

## 2 計画の性格

- 「男女共同参画基本法」第14条第3項及び「豊後大野市男女共同参画推進条例」第9条に基づき策定した本市の男女共同参画社会実現に向けた計画です。
- 令和3年に策定した「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（ぶんごおおの生き生きプラン）改訂版」（後期計画：令和3年度～令和7年度）の成果と課題を踏まえ、「豊後大野市DV対策基本計画」を含めて策定するものです。
- この計画は、国の「第5次男女共同参画社会基本計画」、県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」との整合性を図り策定するものです。
- この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。
- この計画は、市が施策の方向を示した上で、市民・各種団体・企業等の積極的参加と協力を得ながら総合的に推進していこうとするものです。
- この計画は、社会経済情勢や女性を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、適切な見直しを行っていきます。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

計画の推進期間については、前期・後期に区分します。

前期：令和8年度から令和12年度の5年間とします。

後期：令和13年度から令和17年度の5年間とします。

## 4 計画策定の背景

### [ 1. 世界の動き ]

年	動き
1975年（昭和50年）	性による差別の撤廃に世界的規模で取組むため1975年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）において向こう10年を「国連婦人の10年」とし、『平等・発展・平和』を目標に、女性の地位向上のための行動を展開。
1979年（昭和54年）	女子に対する差別を撤廃し、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連において採択されました。
1980年（昭和55年）	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されました。
1985年（昭和60年）	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1987年（昭和62年）	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されました。
1993年（平成5年）	国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（ウィーン宣言）が採択されました。
1995年（平成7年）	北京で開催された第4回世界女性会議では、国際的指針となる行動綱領及び世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されました。
2000年（平成12年）	北京行動綱領の採択から5年経過した時点での進捗状況を点検するため、女性2000年会議が国連特別総会としてニューヨークにおいて開催され、政治宣言並びに成果文書を採択し、行動綱領の完全かつ速やかな実施を確保するためにいっそうの行動をとることが約束されました。
2005年（平成17年）	ニューヨークで開催された第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）では、1995年の第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」について実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
2006年（平成18年）	「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
2010年（平成22年）	ニューヨークで開催された第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）では、1995年の第4回世界女性会議から15年目にあたり、「世界女性会議15周年における宣言」及び「女性の経済的地位向上決議」等、7つの決議が採択されました。
2011年（平成23年）	女性と女兒の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW）という国連の4つの機関を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UN Women」が発足しました。
2012年（平成24年）	第56回国連女性の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
2014年（平成26年）	第58回国連女性の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
2015年（平成27年）	国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））が開催されました。第3回国連防災世界会議（仙台）では、「仙台防災枠組」、国連サミットでは、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）が採択されました。（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う）
2016年（平成28年）	G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意しました。
2019年（令和元年）	W20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）が日本で開催されました。（第5回WAW！と同時開催）
2025年（令和7年）	GGI（ジェンダー・ギャップ指数）2025が公表されました。 日本；148か国中118位（政治分野125位、経済分野112位、教育分野66位、健康分野50位）

## [ 2 . 国 の 動 き ]

年	動き
1975年（昭和50年）	「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
1977年（昭和52年）	「国内行動計画」を策定しました。
1985年（昭和60年）	「女子差別撤廃条約」を批准し、法整備及び推進体制強化のための推進本部を設置。「国籍法」改正、「男女雇用機会均等法」公布、「女子差別撤廃条約」が批准されました。
1987年（昭和62年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。
1991年（平成3年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」へと改定し、「共同参加」を「共同参画」と改めました。「育児休業法」が公布されました。
1994年（平成6年）	総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置し、国内本部機構の充実を図りました。
1996年（平成8年）	男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。これに基づいて男女共同参画社会の形成に向けて関連施策が推進されてきました。
1999年（平成11年）	男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図るため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」が施行されました。そして男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。「児童買春・児童ポルノ禁止法」を公布・施行しました。
2000年（平成12年）	「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効率的に図っていくため「男女共同参画基本計画」を策定しました。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を施行しました。
2001年（平成13年）	中央省庁等の改革に伴い、新たに設置された内閣府に重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」を、併せて内部部局として「男女共同参画局」を設置し、我が国における推進体制がより一層強化されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されるなど、人権の擁護と男女平等の実現を図る様々な法整備が行われました。「育児・介護休業法」が改正されました。
2003年（平成15年）	男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、女性の多様な能力をいかせるよう、様々な分野へのチャレンジ（挑戦）を支援する「女性のチャレンジ支援」が男女共同参画会議で決定され、「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行されました。
2004年（平成16年）	配偶者暴力防止法の一部改正（保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化等）を行い、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定しました。
2005年（平成17年）	平成12年に策定した「男女共同参画基本計画」を改定し、「第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。一方で、教育基本法の一部改正が行われ、第5条に男女共学の規定がありましたが、削除されました。「育児・介護休業法」が改正されました。
2006年（平成18年）	性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」（男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正法）が公布されました。（平成19年4月施行）
2007年（平成19年）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定されました。
2008年（平成20年）	女性の社会的参画が国際的にみても低水準であるため、「女性の参画加速プログラム」が男女共同参画推進本部において決定されました。さらに、配偶者暴力防止法に基づく基本方針が改定されました。
2010年（平成22年）	男女共同参画基本法制定から10年が経過したもの、意識改革や制度改革が十分に進まなかった反省点を踏まえ、男女共同参画社会の実現を政府一体となって取り組むべき最重要課題と位置づけ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2012年（平成24年）	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定されました。
2013年（平成25年）	「日本再興戦略」や「女性活躍加速のための重点方針2015」の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれました。また「DV防止法」、「ストーカー規制法」が改正されました。
2015年（平成27年）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、さらに「第4次男女共同参画基本計画」が制定されました。国や地方公共団体及び一定規模以上の民間事業種には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が義務づけられました。

2018年（平成30年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間でも事案発生を受けての緊急対策～」が策定されました。
2019年（令和元年）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、一般事業主行動計画の策定や公表方法の変更（令和2年6月施行）と対象事業主が常時雇用する労働者101人以上までに拡大（令和4年4月施行）されました。
2020年（令和2年）	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により、令和2年度から令和4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と定められました。 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、少子化対策・女性活躍を推進するために、仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進等が盛り込まれています。
2020年（令和2年）	「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2021年（令和3年）	「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための枠組みの創設や育児休業の分割取得などが定められ、令和4年4月から段階的に施行されました。
2023年（令和5年）	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の役割などが定められました。
2024年（令和6年）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などが定められました。

### 〔3. 大分県の動き〕

年	動き
1978年（昭和53年）	女性行政の担当窓口として「青少年婦人室」設置、副知事を長とする庁内組織として「大分県婦人行政企画推進会議」、知事の諮問機関として「大分県婦人問題懇話会」を発足し、女性行政の推進体制を整備しました。
1980年（昭和55年）	「青少年婦人室」を「青少年婦人課」へ改組、「婦人の明日をひらく県内行動計画」が策定されました。
1991年（平成3年）	21世紀に向けた大分県の女性の基本指針、「おおいた女性プラン21」を策定しました。
2001年（平成13年）	男女共同参画基本法に基づき「おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。大分県男女共同参画推進本部が設置されました。
2002年（平成14年）	男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とした「大分県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。大分県男女共同参画審議会が設置されました。
2003年（平成15年）	男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」が開設されました。
2005年（平成17年）	配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2006年（平成18年）	おおいた男女共同参画プラン策定から5年経過し、県民意識の変化、社会情勢の変化の中で、新たな時代に対応した施策を展開するため「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」が策定されました。
2009年（平成21年）	「大分県DV対策基本計画」策定後の取り組み状況と配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、「大分県DV対策基本計画（改訂版）」が策定されました。アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。
2010年（平成22年）	男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」が「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」に移転統合され、推進体制の整備が図られました。
2011年（平成23年）	「第3次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。
2012年（平成24年）	「第3次大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2015年（平成27年）	女性が働きやすい職場づくり、制度導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけるため、経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」が設置されました。
2016年（平成28年）	「第4次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。「おおいた性暴力救援センター『すみれ』」が開設されました。

2017年（平成29年）	「第4次大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2021年（令和3年）	「第5次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。
2025年（令和7年）	「大分県DV対策協議会」が設置されました。

#### [ 4. 豊後大野市の動き ]

年	動き
2005年（平成17年）	3月31日町村合併により、豊後大野市が誕生。人権推進同和对策課に男女共同参画係を配置し、「豊後大野市男女共同参画推進条例」を公布・施行（合併前は、三重町と緒方町のみ男女共同参画推進条例を制定）、「男女共同参画推進協議会」を設置しました。
2006年（平成18年）	男女共同参画に関する審議機関である「男女共同参画審議会」が設置され、また、庁内会議も組織されました。
2007年（平成19年）	平成18年度から平成27年度までを計画期間とする豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。
2009年（平成21年）	審議会等への女性の登用を目的に、1年間の取材により、「豊後大野市女性人材リスト」を作成しました。
2010年（平成22年）	人権推進同和对策課から独立、「男女共同参画室」を設置し、豊後大野市男女共同参画都市宣言、内閣府と共催で男女共同参画都市記念式典を開催しました。豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」改訂のための市民意識調査を実施しました。
2011年（平成23年）	豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」（改訂版）を策定しました。
2012年（平成24年）	まちづくり推進課に統合、「まちづくり推進課男女共同参画室」として設置されました。
2015年（平成27年）	人権推進同和对策課に統合し、「人権推進同和对策課男女共同参画係」として設置されました。第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」策定のための市民意識調査を実施しました。
2016年（平成28年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。
2018年（平成29年）	課の名称を人権・部落差別解消推進課に変更し、「人権・部落差別解消推進課男女共同参画係」として設置されました。
2020年（令和2年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」中間見直しのための市民意識調査を実施しました。
2021年（令和3年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」（改訂版）を策定しました。
2024年（令和6年）	第3次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」策定のための市民意識調査を実施しました。
2026年（令和8年）	第3次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。

## 第2章 第2次計画（後期計画）の評価

### 1 事業の取組状況

市では、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて「豊後大野市男女共同参画市民のつどい」や各種講座の開催等、様々な啓発事業に取り組んでおり、参加者も年々増加傾向にあります。

また、令和4年度には、「豊後大野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。市では、性の多様性に関する理解を含め、施策を推進しています。

豊後大野市男女共同参画推進事業実施状況(後期計画:令和3年度～令和7年度)

事業内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	回数(回)	参加者(人)								
男女共同参画市民のつどい	1	202	1	199	1	312	1	211	1	225
各種講座等	6	125	17	402	18	542	19	761	17	540
ぶんごおおの癒しのコンサート	1	171	1	170	1	233	1	223	1	153
男女共同参画週間キャンペーン	—	—	4	13	3	12	3	12	3	16
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	—	—	1	13	1	6	1	9	1	5
女性人材リスト登録者交流会等	—	—	1	7	1	23	1	13	—	—
合計	8	498	25	804	25	1128	26	1229	23	939

※参加者数にはスタッフ等を含む

※令和7年度は、令和7年11月末時点の実施状況。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭キャンペーン、講座等の開催を自粛している。

### 2 指標及び目標値の達成状況

第2次計画（後期計画）では、4つの基本目標「Ⅰ男女平等をめざした人づくり」、「Ⅱ男女共同参画実現のための環境づくり」、「Ⅲ暴力を許さない社会づくり」、「Ⅳ男女が共に参画するまちづくり」に10の重点目標を設定し、重点目標に関連する36項目を掲げ、さらにその関連項目に18項目の目標値を設定し、取り組みを進めてきました。

達成状況については、18項目中10項目について前回より改善されており、そのうち3項目については目標達成しています。しかし、「男女共同参画」という言葉の周知度や学校教育現場・社会全体・家庭生活・職場における「男女の地位が平等」と感じる人の割合などが達成されておらず、今後も引き続き啓発活動に取り組むことはもとより施策のさらなる充実が必要です。

### 3 第2次計画（後期計画）数値一覧

#### I 男女平等をめざした人づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
1	「男女共同参画」という言葉の周知度	50.5% (市民意識調査より)	49.2% (市民意識調査より)	100%	人権・部落差別解消推進課
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合	72.1% (市民意識調査より)	75.2% (市民意識調査より)	75% <span style="color:red">達成</span>	人権・部落差別解消推進課
3	学校教育現場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	44.7% (市民意識調査より)	56.6% (市民意識調査より)	75%	人権・部落差別解消推進課
4	人権教育・啓発講演会、講座等の参加者数	3,275人 (総合計画より)	3,502人 (総合計画より)	3,800人	人権・部落差別解消推進課
5	人権学習学級講座の受講者数	1,952人 (総合教育計画より)	578人 (総合教育計画より)	3,000人	社会教育課

#### II 男女共同参画社会実現のための環境づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
6	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	43.0% (市民意識調査より)	50.0% (市民意識調査より)	50% <span style="color:red">達成</span>	人権・部落差別解消推進課
7	乳ガン・子宮ガン検診受診率	乳ガン:21.9% 子宮ガン: 22.0%(R1年度)	乳ガン:19.0% 子宮ガン: 18.1%(R6年度)	50%	市民生活課
8	子育て支援に関する情報の提供 (ぶんごおおのキラキラこどもブログアクセス)	年間16,969件 (R1年度 アクセス数)	※1 年間 2,912件 (登録数 476件)	年間 3,000件 (登録数 500件)	子育て支援課
9	「子育て支援に関する取組」に対する満足度	80.1% (子育てアンケートより)	84.3% (子育てアンケートより)	85%以上	子育て支援課
10	家庭生活において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	28.8% (市民意識調査より)	39.3% (市民意識調査より)	40%	人権・部落差別解消推進課
11	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	27.9% (市民意識調査より)	36.1% (市民意識調査より)	40%	人権・部落差別解消推進課
12	家族経営協定数	63件 (農業振興計画より)	83件 (農業振興計画より)	73件 <span style="color:red">達成</span>	農業振興課

※1 子育て応援サイト「なないろ」は令和4年度に終了したため、令和6年度からは母子手帳アプリ「母子モ」のアクセス数と登録数

#### III 配偶者等に対する暴力の根絶（豊後大野市DV対策基本計画）

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
13	DV被害者のうち相談した人の割合	61.4% (市民意識調査より)	51.5% (市民意識調査より)	65%	人権・部落差別解消推進課

#### IV 男女がともに参画するまちづくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
14	各種審議会等委員の女性登用率	34.5% (女性に関する施策の推進状況調査より)	34.1% (女性に関する施策の推進状況調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
15	各種審議会等委員において女性のいない委員会数	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	0団体	人権・部落差別解消推進課
16	地域活動や社会活動において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	30.4% (市民意識調査より)	37.8% (市民意識調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
17	防犯パトロール隊結成数	33隊 (総合計画より)	27隊 (総合計画より)	36隊	総務課
18	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	17.5% (市民意識調査より)	19.2% (市民意識調査より)	30%	人権・部落差別解消推進課

赤文字：前回より上昇・増加 青文字：前回より下降・減少

## 第3章 第3次計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、豊後大野市「みらい戦略プラン」（令和8年度～令和15年度）の基本目標の一つである「豊かなひとを育む」の「あらゆる差別のないまちの実現」をめざすとともに、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。また本計画の実施については、豊後大野市男女共同参画推進条例（平成17年7月19日 条例第280号）第3条の基本理念にのっとり、豊後大野市に住み、働き、学ぶ人々や多くの市民・各種団体・企業等と市がともに連携しながら取り組んでいきます。

豊後大野市男女共同参画推進条例（平成17年7月19日 条例第280号）

（基本理念）

第3条 市における男女共同参画は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- （1）男女共同参画の推進に当たっては、男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- （2）男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- （3）男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- （4）男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてその役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。
- （5）男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性を尊重するとともに、性と生殖に関し、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。
- （6）男女共同参画の推進に当たっては、世界の国々で取り組むべき課題であることを認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

## 2 計画の体系

第3次豊後大野市男女共同参画基本計画では、第2次計画（後期計画）の基本目標と重点目標は継続し、施策を一部変更しました。

基本目標	重点目標	施策
I 男女平等をめざした人づくり	1. 男女共同参画意識の浸透	①市行政刊行物などの表現の見直し
		②男女共同参画に関する調査や情報の収集・提供
		③あらゆる機会を通じた啓発事業の実施
	2. 男女平等教育・啓発の推進	①男女共同参画社会実現に向けた啓発講座の開催
		②男女平等保育の充実
		③男女平等教育の推進
④教職員等に対する研修の充実		
⑤生涯学習活動における男女共同参画の啓発		
	⑥高等学校等への男女共同参画に関する情報の提供	
II 男女共同参画社会実現のための環境づくり	1. 仕事と生活の調和の推進	①家庭生活における男女共同参画の推進
		②働く場における男女共同参画意識の啓発、情報提供
		③自営業における男女共同参画の推進
		④育児・介護支援体制の充実
	2. 健康で安心して暮らせる環境づくり	①生涯を通じた心身の健康支援
		②妊娠・出産・子育て期における支援と相談の充実
		③性と生殖に関する健康と権利の啓発
		④健康をおびやかす問題についての対策の推進
	3. 様々な困難をかかえる市民への支援	①ひとり親家庭の自立支援
		②高齢者や障がい者等の生活支援
		③性的少数者等に対する理解の推進
		④多様な機関等が連携した支援体制の整備
III 暴力を許さない社会づくり	1. あらゆる暴力を許さない環境づくり	①あらゆる暴力をなくす広報、啓発活動の推進
		②人権尊重に向けた啓発の強化
		③相談窓口に関する情報の提供
	2. 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者支援 (豊後大野市DV対策基本計画)	①DV等の防止に向けた意識啓発
		②DV被害者に対する相談体制の充実
		③DV被害者に対する保護や支援の充実
IV 男女がともに参画するまちづくり	1. 政策・方針決定への女性の参画拡大	①審議会等への女性の登用の促進
		②各種委員会における女性の参画の促進
		③男女共同参画を担う人材育成の充実
		④企業・市役所等女性職員の管理職への登用推進
	2. 地域における男女共同参画の推進	①男女の地域活動への参画推進
		②防犯、防災、環境の分野における男女共同参画の促進
	3. 国際理解の推進	①国際理解のための学習機会の提供
		②外国人との共生のまちづくりの推進
		③国際交流活動への参加促進
推進体制		庁内の推進体制の充実
		関係機関等との連携・協働
		計画の進行管理

### 3 第3次計画数値目標一覧

#### I 男女平等をめざした人づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
1	「男女共同参画」という言葉の周知度	50.5% (市民意識調査より)	49.2% (市民意識調査より)	100%	人権・部落差別解消推進課
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合	72.1% (市民意識調査より)	75.2% (市民意識調査より)	80%	人権・部落差別解消推進課
3	学校教育現場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	44.7% (市民意識調査より)	56.6% (市民意識調査より)	75%	人権・部落差別解消推進課
4	人権教育・啓発講演会、講座等の参加者数	3,275人 (総合計画より)	3,502人 (総合計画より)	3,800人	人権・部落差別解消推進課
5	人権学習学級講座の受講者数	1,952人 (総合教育計画より)	578人 (総合教育計画より)	600人	社会教育課

#### II 男女共同参画社会実現のための環境づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
6	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	43.0% (市民意識調査より)	50.0% (市民意識調査より)	55%	人権・部落差別解消推進課
7	レディース検診受診者数	※1 乳ガン:21.9% 子宮ガン: 22.0%(R1年度)	乳ガン:19.0% 子宮ガン:18.1%(R6年度)	300人	市民生活課
8	子育て支援に関する情報の提供 (ふんごおのキラキラこどもログアクセス)	年間16,969件 (R1年度 アクセス数)	※2 年間 2,912件 (登録数 476件)	年間3,300件 (登録数 550件)	子育て支援課
9	「子育て支援に関する取組」に対する満足度	80.1% (子育てアンケートより)	84.3% (子育てアンケートより)	88%以上	子育て支援課
10	家庭生活において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	28.8% (市民意識調査より)	39.3% (市民意識調査より)	45%	人権・部落差別解消推進課
11	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	27.9% (市民意識調査より)	36.1% (市民意識調査より)	45%	人権・部落差別解消推進課
12	家族経営協定数	63件 (農業振興計画より)	83件 (農業振興計画より)	90件	農業振興課

※1 第2次計画では、乳ガン・子宮ガン検診受診率

※2 子育て応援サイト「なないろ」は令和4年度に終了したため、令和6年度からは母子手帳アプリ「母子モ」のアクセス数と登録数

#### III 暴力を許さない社会づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
13	DV被害者のうち相談した人の割合	61.4% (市民意識調査より)	51.5% (市民意識調査より)	65%	人権・部落差別解消推進課

#### IV 男女がともに参画するまちづくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
14	各種審議会等委員の女性登用率	34.5% (女性に関する施策の推進状況調査より)	34.1% (女性に関する施策の推進状況調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
15	各種審議会等委員において女性のいない委員会数	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	0団体	人権・部落差別解消推進課
16	地域活動や社会活動において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	30.4% (市民意識調査より)	37.8% (市民意識調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
17	防犯パトロール隊結成数	33隊 (総合計画より)	27隊 (総合計画より)	36隊	総務課
18	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	17.5% (市民意識調査より)	19.2% (市民意識調査より)	30%	人権・部落差別解消推進課

赤文字: 前回より上昇・増加 青文字: 前回より下降・減少

## 4 第3次計画で特に強化する点

### ① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

市民意識調査結果では、男女共同参画に関する認識は以前より広まりつつありますが、地域や家庭での役割分担など固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度は依然として存在しています。

第2次計画に引き続き、誰もが自立したひとりの人間として、平等で自分らしく生き生きと生活するためには、家庭・職場・地域・教育の場などあらゆる場において、男女共同参画社会を目指した教育や意識啓発が重要です。特に幼少期からの教育は、その後の価値観や人格形成に大きな影響を与えることから、小中学生を対象とした男女平等意識の啓発も推進します。

### ② ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査では、家庭における役割分担において、理想はすべての分野で「夫婦共同」の割合が高いにもかかわらず、現状では、「地域行事」と「最終決定」を除く「食事のしたく」「掃除・洗濯」「育児」「介護」等すべての分野で「主に妻」が分担している現状があります。また、「仕事と生活の調和がとれているか」については、63.6%が「とれている」と回答している一方で、26.1%が「とれていない」と回答しています。「とれていない理由」は、女性は「日々の生活に負われて精神的にゆとりがない」が36.1%、男性では「仕事が忙しい」が37.7%で一番多くなっています。

男女が対等に能力を発揮し、心身ともに健康で安心して暮らせる社会を実現させるためには、ともに家族としての責任を負いながら、仕事や地域活動が両立できるような環境をつくることが重要です。父親の家事・育児参加の推進や事業所等への男女共同意識の啓発・情報提供に努め、働く場での男女平等とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努めます。

### ③ 様々な困難をかかえる市民の理解と支援

ひとり親家庭、障がい者、高齢者、性的少数者等の様々な困難をかかえる市民への理解を促進し支援に努めます。

特に、性的少数者は、近年、テレビやマスコミでも取り上げられるようになりましたが、市民意識調査では、「知っていた」と回答した人は61.7%でした。性的少数者への考えやイメージでは、「個人の趣味、趣向の問題である」や「理解ができない」といった回答が約3割（複数回答）あり、今後、理解の促進や支援体制の充実に努めます。

### ④ 暴力の予防啓発と被害者支援

DVや性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等は、年々増加・複雑化しています。さらに近年、家庭内での子どもや高齢者などに対する暴力（虐待）や、若年層を中心にSNS等を通じた性暴力も増加しています。これらは、大きな社会問題となっており、未然に防止するための啓発を強化するとともに、被害が発生した場合は、被害者の保護や支援

が必要です。

DVや性暴力などの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害者が安心して相談できる環境づくりや保護・自立支援体制の充実を図り、関係課、関係機関との連携や相談窓口の周知に努めます。

## ⑤ 女性の活躍推進

本市における審議会等の女性委員登用率は、平成28年度をピークに増減を繰り返しています。議員・自治委員の女性割合や市内企業・市役所等の監督職以上の女性職員の割合も低く、政策や方針決定の場への女性の参画はまだまだ進んでいるとは言えません。

人口減少、少子高齢化が進展する中、経済・社会保障・地域社会などは大きく変化しており、これからの社会を支えていくためには、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に出し合い、協力しあうことが必要です。

そのためには、女性が地域や職場などの様々な活動へ参加し、経験を重ねることで社会における責任を担う力、エンパワーメント<sup>(5)</sup>を高め、政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要があります。市では、女性の活躍を支援するための講座の開催や、市民、企業、団体等に向けて、女性委員や管理職等の積極的な登用を推進します。

## ⑥ 多様な機関等が連携した支援体制の整備

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添うことが必要です。切れ目のない包括的な支援をしていくために、市と関係機関が連携し、複数の困り事を抱える方への総合的な支援に努めます。

---

<sup>(5)</sup>エンパワーメント

自分らしい生き方を選びとる力、経済的に自立できる力、政策・方針決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力など、本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 男女平等をめざした人づくり



#### 【現状と課題】

男女共同参画に関する認識は以前より広まりつつありますが、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度、男女間におけるあらゆる暴力などの人権侵害等が根強く存在している状況が、市民意識調査でもあらわれています。

例えば、回答者全体（532人）で「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて75.2%（前回調査比3.1%増）と、7割以上の市民が同調しないと回答しています。性別でみると女性は「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて76.4%（前回調査比1.7%増）、男性は74.7%（前回調査比6.0%増）と男性、女性ともに増加しています。また、年齢階級別でみると、70歳以上では、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」が合わせて15.8%と他の年代に比べて最も高く、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた割合が62.3%と他の年代よりも11.4%以上低くなっており、年齢が高くなるにつれ賛成の割合も高くなる傾向にあります。

前回調査と比較すると、ほとんどの年齢階級で「反対」の割合が増加しています。少しずつ固定的性別役割分担意識は解消されてきていますが、引き続き男女共同参画社会をめざした啓発活動に努めることが重要です。

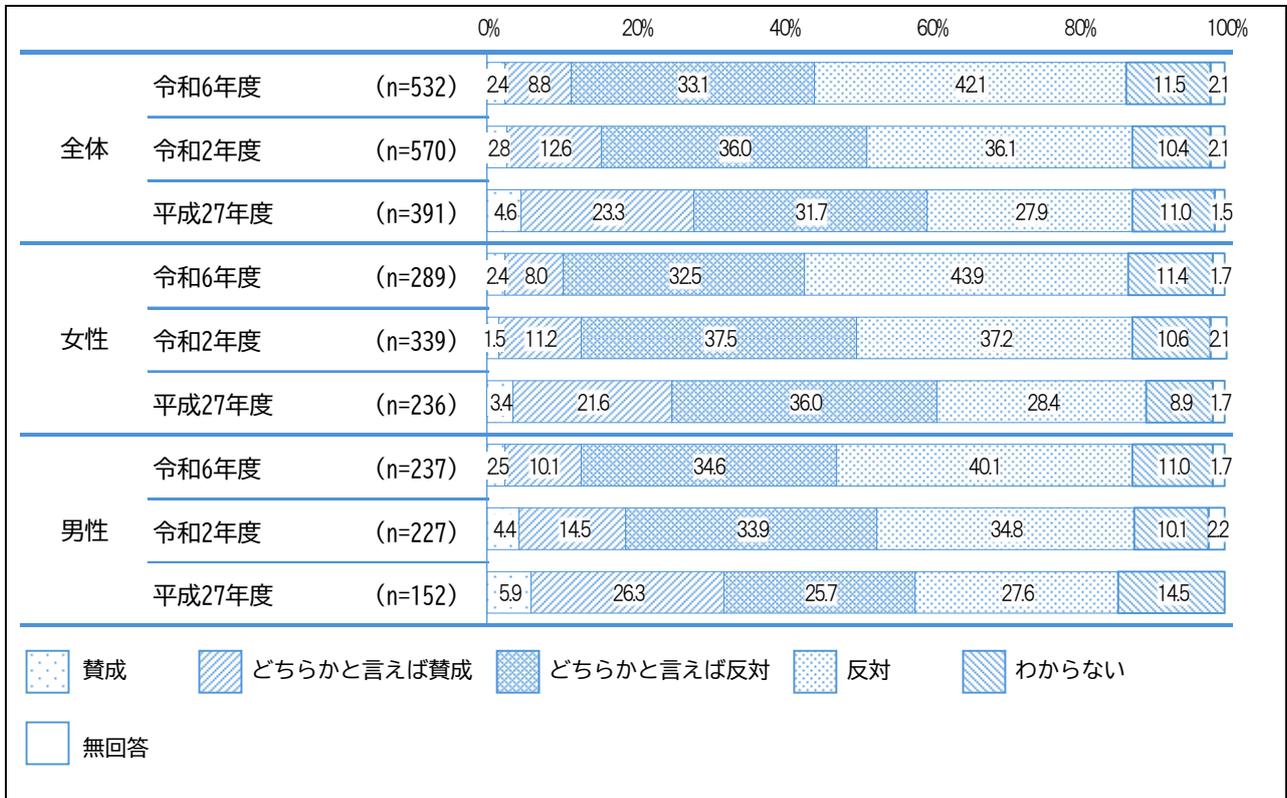
また、「男女共同参画」という言葉の周知度では、49.2%の方が「知っていた」と回答していますが、前回調査比1.3%減となっており、「知らなかった」と回答した人が前回調査比2.9%減となっています。その中でも、学習経験の有無別でみると、「知っていた」では、学習経験の「ある人」が71.2%、「ない人」が24.2%と、ない人に比べある人が47.0%高くなっています。

前回の計画に引き続き誰もが自立したひとりの人間として、平等で自分らしく生き生きと生活するためには、家庭・職場・地域・教育の場などあらゆる場において、男女共同参画社会をめざした教育や意識啓発が重要です。

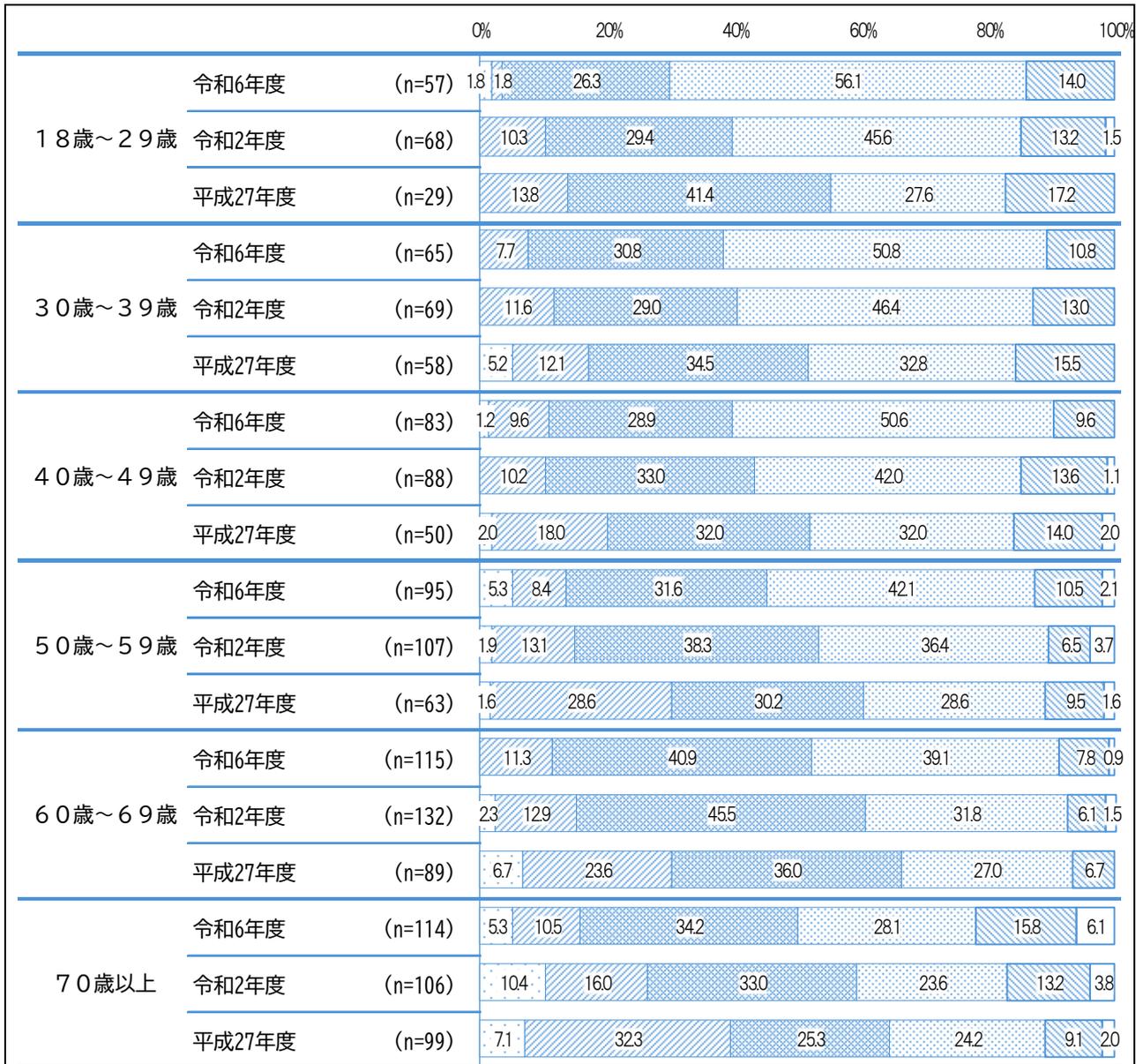
★令和6年度市民意識調査結果（固定的性別役割分担に対する意識）

**問 「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。**

《まとめ》回答者全体（532人）で「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて75.2%、女性においては76.4%、男性では74.7%となっています。



★令和6年度市民意識調査結果（固定的性別役割分担に対する意識：年代別）



※平成27年度調査時は「20～29歳」として集計



## 重点目標 1 男女共同参画意識の浸透

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は以前に比べて解消しているものの、依然として根強く残っています。男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の意義についての理解促進や家庭・職場・地域等あらゆる分野において、男女共同参画に向けた意識づくりのための周知・啓発活動を強化していくことが重要です。

また、男女が性別にとらわれることなく、社会の対等な構成員として能力が十分に発揮できるようにするため、男女共同参画に関する認識を深める取り組みが必要です。

施策	施策の方向	関係課等
①市行政刊行物などの表現の見直し	広報、刊行物や放送内容の用語やイラストなどの表現について男女平等の視点に立って作成する。	全庁
②男女共同参画に関する調査や情報の収集・提供	男女共同参画に関する様々な情報を収集し、市報、ホームページ、ケーブルテレビ、男女共同参画だより等により情報を提供する。	人権・部落差別解消推進課
	男女共同参画関連の図書資料を提供する。	社会教育課 人権・部落差別解消推進課
③あらゆる機会を通じた啓発事業の実施	男女共同参画週間 <sup>⑥</sup> における男女共同参画市民のつどいをはじめとする啓発事業を実施する。	人権・部落差別解消推進課

<sup>⑥</sup>男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるための週間で、同法が公布・施行された6月23日から1週間(29日まで)とする。毎年、全国各地で様々な週間行事等が行われている。

## 重点目標2 男女平等教育・啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとても重要です。幼少期からの教育は、人間の価値観や人格の形成に大きな影響を与えます。男女平等をはじめとする人権意識を育てるために、家庭、学校、職場、地域社会の中で人権意識や男女平等観を育てるための教育が重要です。そのため、基本的人権の尊重に基づく男女平等の基本理念や、固定的な性別役割分担意識の解消など、個人の個性や能力を尊重した教育・学習を進める必要があります。

施策	施策の方向	関係課等
①男女共同参画社会実現に向けた啓発講座の開催	地域や市民グループ、企業に対して男女平等学習の企画や講師派遣等を行う。	人権・部落差別解消推進課
	公民館の連続講座において、保護者等を対象に男女共同参画の理解を図る。	社会教育課
	放課後チャレンジ教室で児童の発達段階に応じた人権尊重、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供する。	社会教育課 人権・部落差別解消推進課
	地域人権教育・啓発推進協議会を通じて男女共同参画の推進を図る。	人権・部落差別解消推進課 各支所
②男女平等保育の充実	豊後大野市教育保育協議会において男女平等教育保育の研修を実施する。	学校教育課 子育て支援課
③男女平等教育の推進	総合教育計画に基づいた男女平等教育の推進を図る。誰もが主体的に進路を選ぶ力が身に付くよう啓発を推進する。	学校教育課
④教職員等に対する研修の充実	保育士、教職員等を対象に男女共同参画に関する研修を実施する。	学校教育課 子育て支援課
	人権・部落差別解消教育・保育連絡会において、人権子育て関係施設職員へ研修を行う。	子育て支援課 人権・部落差別解消推進課 学校教育課 社会教育課
⑤生涯学習活動における男女共同参画の啓発	学習会や講座、講習会等の開催時に男女共同参画啓発の機会を設ける。	社会教育課
⑥高等学校等への男女共同参画に関する情報の提供	高等学校等への男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、各種講演会等への参加を呼び掛ける。	人権・部落差別解消推進課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり



### 【現状と課題】

少子・高齢化や社会経済情勢の変化に対応し、活力ある豊かな社会を築くためには、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力と個性を十分に発揮できることが求められています。

市民意識調査では、家庭における役割分担において、理想はすべての分野で「夫婦共同」の割合が高いにもかかわらず、「地域行事」と「最終決定」を除くすべての分野で「主に妻」が分担している現状があります。また、「仕事と生活の調和がとれているか」について、「とれない理由」は、「仕事が忙しい」と「日々の生活におわれて精神的にゆとりがない」の割合が高い状況です。特に調和がとれていない男性の37.7%が「仕事が忙しい」と回答しています。

また、「男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）や地域活動へ参加をしていくために必要なこと」は「夫婦、家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをはかる」と回答した人の割合が最も高く、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす」、「職場の中での理解・支援」の順となっています。

仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にするなど、多様な生き方の選択が可能になる環境を整えていくことが必要になります。

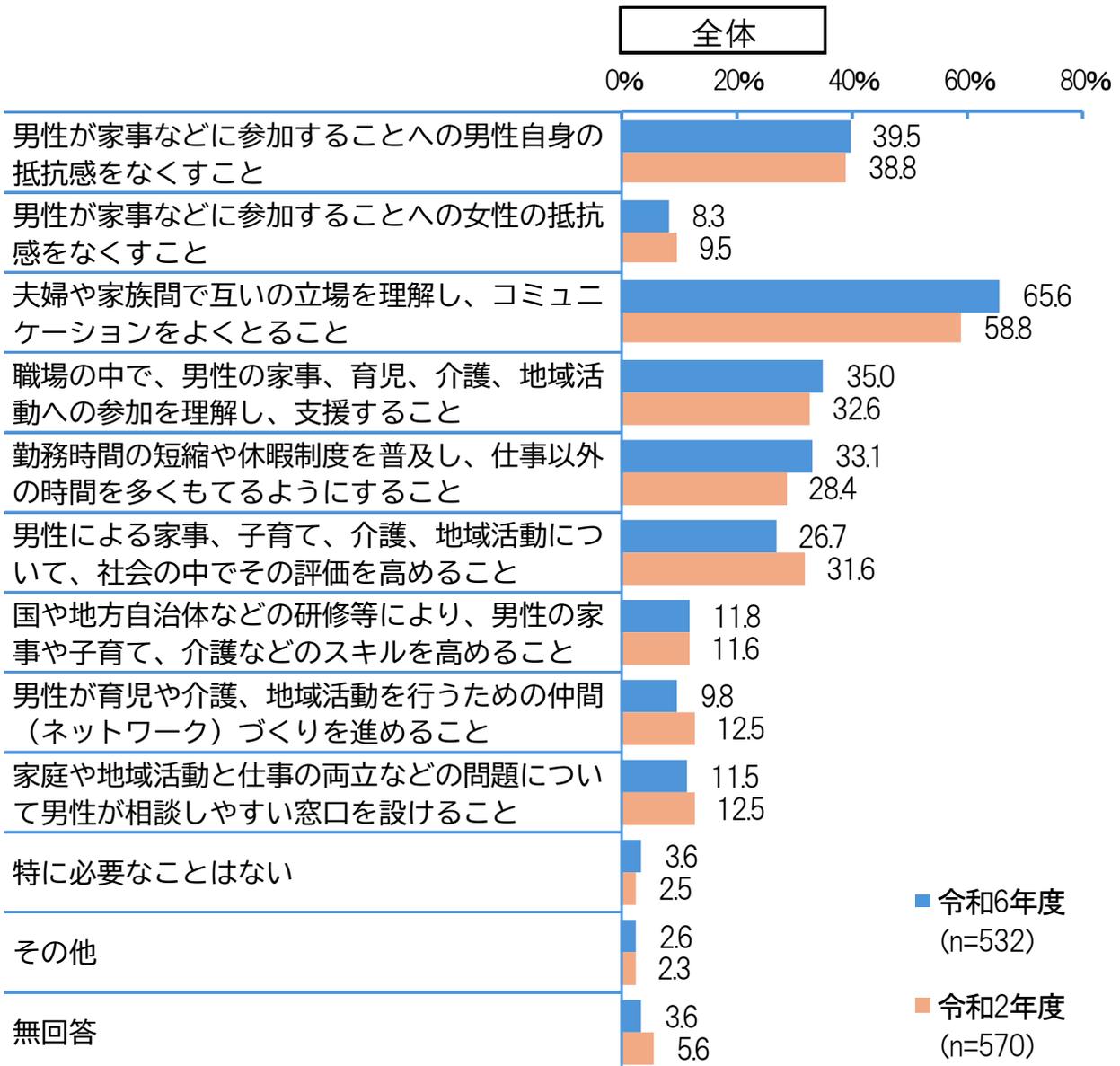
心身ともに健やかで安心して暮らすことができ、男性も女性も平等に自分の能力を発揮することは、市民すべての願いです。

このような社会を実現させるためには、市民の意識が変わることが重要ですが、人口減少・少子高齢化が進展する中で、男女がともに家族としての責任を負いながら、仕事や地域活動を両立できるような環境をつくることも重要です。社会的支援体制の整備・充実に努め、働く場での男女平等とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女一人ひとりが共に持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりが必要です。

★令和6年度市民意識調査結果（男性が家庭生活や地域活動へ参加をしていくために必要なこと）

**問 今後、男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）や地域活動へ参加をしていくために必要なことは何だと思えますか。**

《まとめ》「夫婦、家族間でコミュニケーションをはかる」と回答した人の割合が最も高くなっています。次に、「男性自身の抵抗感をなくす」となっています。

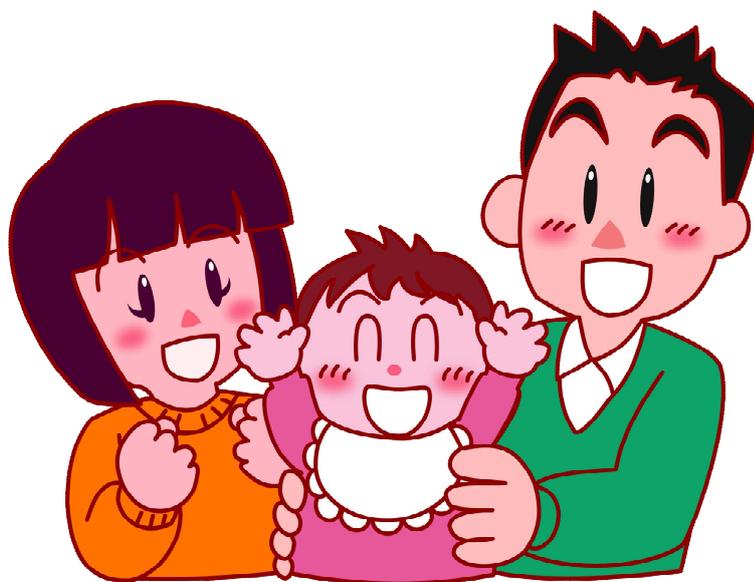


## 重点目標 1 仕事と生活の調和の推進

女性の就業率が年々増加していく中で、男女が共に家庭生活を担うことの重要性や仕事と生活の調和が企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つものであることを認識するため、市民、事業所等への啓発を推進します。また起業や自営業の分野においても男女一人ひとりが均等な機会の下で活躍できるよう啓発や体制の充実に努めます。

施策	施策の方向	関係課等
①家庭生活における男女共同参画の推進	男女が共に支える家庭生活のための啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
	固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革を促進する講座や、父親の子育て参加を促進する講座等を開催する。	子育て支援課 市民生活課
	講演会・親子交流事業等男性が参加しやすい学習の機会を提供する。	社会教育課
	男性が参加しやすい家事、介護等の講習会等を実施する。	人権・部落差別解消推進課
②働く場における男女共同参画意識の啓発、情報提供	事業所等に対し、関係機関と連携して多様な働き方に関する情報の提供を行うとともに、働き方の見直しを進めるための啓発に努める。	商工観光課
	関係団体と連携して事業所訪問等により法令の周知、情報提供を行う。	人権・部落差別解消推進課
	男女共同参画を推進する事業所を広報誌やホームページ等において紹介する。	人権・部落差別解消推進課
	競争入札参加登録業者に対し、法令の周知や情報の提供を行う。	財政課
	職業生活に必要な様々な分野に関する相談・情報提供ができる体制を検討する。	人権・部落差別解消推進課
③自営業における男女共同参画の推進	関係団体に男女共同参画意識啓発、情報提供を行う。	農業振興課 農業委員会 農林整備課 商工観光課

④育児・介護支援体制の充実	安心して子どもを産み、育てられるように、妊娠・出産・子育て期のライフステージごとに、こども家庭センター「きらきら」を中心に切れ目のない支援の充実を図る。	子育て支援課
	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中心に介護支援相談対応の充実を図る。	高齢者福祉課



## 重点目標2 健康で安心して暮らせる環境づくり

健康で安心して暮らしていくことは、すべての人の願いです。男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの人権を尊重し、相手に対する心配りをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたり重要なことです。

引き続き、心身の健康についての情報提供、相談や健診を推進します。

施策	施策の方向	関係課等
①生涯を通じた心身の健康支援	ライフステージに応じた健康づくりができるよう相談会や研修会を実施する。	市民生活課
	女性特有の病気の予防、早期発見に取り組む。	市民生活課
	心の健康づくりに関する相談窓口の充実を図る。	市民生活課
②妊娠・出産・子育て期における支援と相談の充実	安心して子どもを産み、育てられるように、妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導、乳幼児健診などの切れ目のない支援の充実を図る。	子育て支援課 市民生活課
③性と生殖に関する健康と権利の啓発	性と生殖に関する学習機会を提供するため、性教育カリキュラムによる指導の充実を図る。	市民生活課 学校教育課
④健康をおびやかす問題についての対策の推進	タバコの毒性や薬物乱用による心身に及ぼす影響についての正確な情報提供を行い、「防煙・薬物防止教室」を実施する。	市民生活課 学校教育課

### 重点目標3 様々な困難をかかえる市民への支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者及び性的少数者<sup>(7)</sup>等の支援の充実を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①ひとり親家庭の自立支援	母子父子自立支援員を配置し、就業等に関する相談、情報提供を行う。	子育て支援課
	子育て世帯に対して公営住宅入居の優遇措置を行う。	建設課
②高齢者や障がい者等の生活支援	シルバー人材センターと連携し、社会参加の促進を図る。	商工観光課
	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中心に生活支援相談対応の充実を図る。	高齢者福祉課
	地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、障がい福祉サービス等の充実に努める。	社会福祉課
③性的少数者等に対する理解の推進	性的少数者や複合的に困難な状況におかれている人々の理解促進、相談・支援体制の整備を図る。	人権・部落差別解消推進課
④多様な機関等が連携した支援体制の整備	困難な問題を抱える人々に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部署の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図る。	人権・部落差別解消推進課 市民生活課 社会福祉課 子育て支援課 商工観光課 高齢者福祉課 税務課 建設課 学校教育課 消防署 各支所

<sup>(7)</sup>性的少数者

性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言う。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。

☆LGBTQ+とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を組み合わせた言葉で、セクシュアルマイノリティ(性的少数者・性的マイノリティ)を表す総称のひとつです。ここに「+」を付けることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。

☆セクシュアリティ(性のあり方)を構成する要素

- からだの性(生物学的性)……出生時に生物学的な身体の特徴により割り当てられ、戸籍等に記載される性。
- こころの性(性自認)……自分はどの性だと思っているかを表す性。
- 好きになる性(性的指向)……どの性を好きになるかを表す性。
- 表現する性(性表現)……言葉遣いや振る舞い、服装等で自分の性別を表現する性。



## 基本目標Ⅲ 暴力を許さない社会づくり



### 【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、決して許されるものではありません。

市の意識調査でもストーカー<sup>(8)</sup>、セクシュアルハラスメント<sup>(9)</sup>、性犯罪の被害を「受けた事がある」と回答した人は、それぞれ約5%であり、また、被害者の大半は女性でした。

「誰かに相談したか」の問いには、全体で67.2%が相談しており、その内「友人・知人」(43.5%)、「家族や親戚」(24.2%)などに相談している一方で、32.3%の人が「相談しなかった」と回答しており、その理由としては「しても変わらないと思ったから」「怖かったから言いにくい」などの回答がありました。

また、家庭内での子どもや高齢者などに対する暴力(虐待)や、子どもに対する性犯罪など、凶悪な事件に発展するものもあります。さらに、若年層を中心に、SNS等を通じた性暴力も増加しています。これらは、大きな社会問題となっており、未然に防止するとともに、被害が発生した場合は、速やかな被害者の保護や支援が必要です。

このような現状を踏まえ、あらゆる場での暴力根絶の意識啓発を推進するとともに相談機能の充実や適切な対応についての周知・徹底を図ります。



<sup>(8)</sup> ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物のこと。特定の人に対して、待ち伏せ・尾行・手紙や、昼夜をかまわないでファックス・メール・電話などの行為を執拗(しつよう)に繰り返すことを行う者をいう。

<sup>(9)</sup> セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、公衆の場でのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで一定の不利益を与えたり、又は、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させることをいう。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮を義務付けている。

## 重点目標1 あらゆる暴力を許さない環境づくり

配偶者やパートナーからの暴力、性暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー等のあらゆる暴力の防止及び相談体制の充実を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①あらゆる暴力をなくす 広報、啓発活動の推進	家庭や地域、職場等におけるあらゆる暴力の防止について広報啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
②人権尊重に向けた啓発 の強化	事業主や働く人に対して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント <sup>(10)</sup> 、マタニティー・ハラスメント <sup>(11)</sup> 等防止のための啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
	「人権教育・基本計画」に基づいた啓発活動を強化する。	人権・部落差別解消推進課
③相談窓口に関する情報の提供	相談窓口に関する情報の提供および被害者に配慮した相談対応を行う。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 社会福祉課 高齢者福祉課 学校教育課 商工観光課 市民生活課 各支所

<sup>(10)</sup> パワー・ハラスメント

職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることによりその人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えること。

<sup>(11)</sup> マタニティ・ハラスメント

女性が職場において妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせを受けたり、雇用において不利益な扱いをされたりすること。

## 重点目標2 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者支援 (豊後大野市DV対策基本計画)

### 【詳細な現状と今後の取組】

重大な人権侵害であるDV(ドメスティック・バイオレンス)の相談が年々増加し複雑化する傾向にあります。近年の社会情勢の変化に起因して、生活不安やストレス等からDVの増加・深刻化が懸念されるようになりました。DVは暴力を手段にして、配偶者などを支配しようとする行為であり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。

市民意識調査では、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者、恋人間の暴力)」を「知っていた」と回答した人は、80.3%で、前回調査に比べて2.1%増加しており、年々認知度は高まってきています。また、これまでにDVを受けたと回答した女性は、約22.1%(前回調査比1.8%減)、男性は約13.9%(前回調査比0.6%減)で、いずれも減少傾向にあります。

被害を受けた暴力の形態をみると女性は「精神的暴力」(17.3%)が最も多く、「身体的暴力」(10.4%)が続いています。男性も同様に「精神的暴力」(11.0%)「身体的暴力」と「社会的暴力」(3.4%)の順となっています。

DVを「受けたことがある」と答えた方に、誰かに打ち明けたり相談したか聞いたところ、女性では約6割、男性では約5割の人が相談しています。一方、相談しなかった理由としては、「自分で解決した」「言えなかった」という回答がありました。DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害者が安心して相談できる環境づくりや保護・自立支援体制の充実を図り、関係課、関係機関との連携や相談窓口の周知を強化することが必要です。

また、デートDV<sup>(12)</sup>も増加傾向にあることから、加害者にも被害者にもならないよう対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係の作り方について学ぶなど、若年層への意識啓発の強化も必要です。

<sup>(12)</sup>デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力など、様々な形態がある。

## 1 計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、配偶者やパートナーによる暴力は、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。その後、平成19年7月の改正で、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務になりました。

本市においても、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援を推進するため、「豊後大野市DV対策基本計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

※平成25年7月の改正において、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正：令和7年6月1日施行 令和4年法律第68号

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。

また、「DV防止法第2条の2第1項」に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ「DV防止法第2条の3第1項」に基づく「第5次大分県DV対策基本計画」の内容を勘案したものであり、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」と一体的に策定しました。

### 3 計画の期間

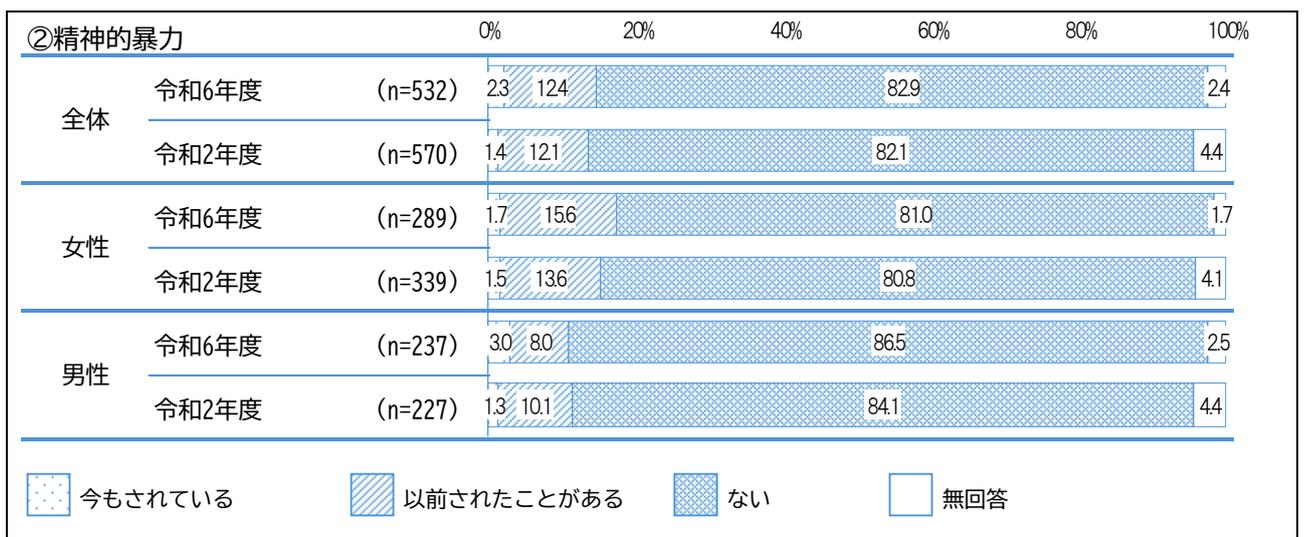
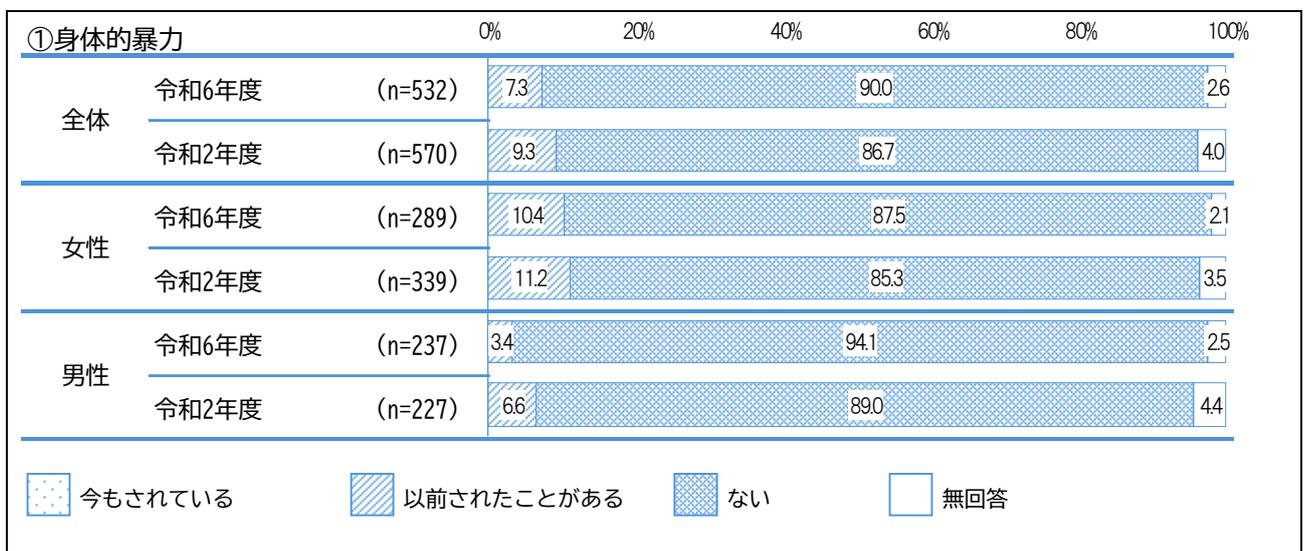
この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

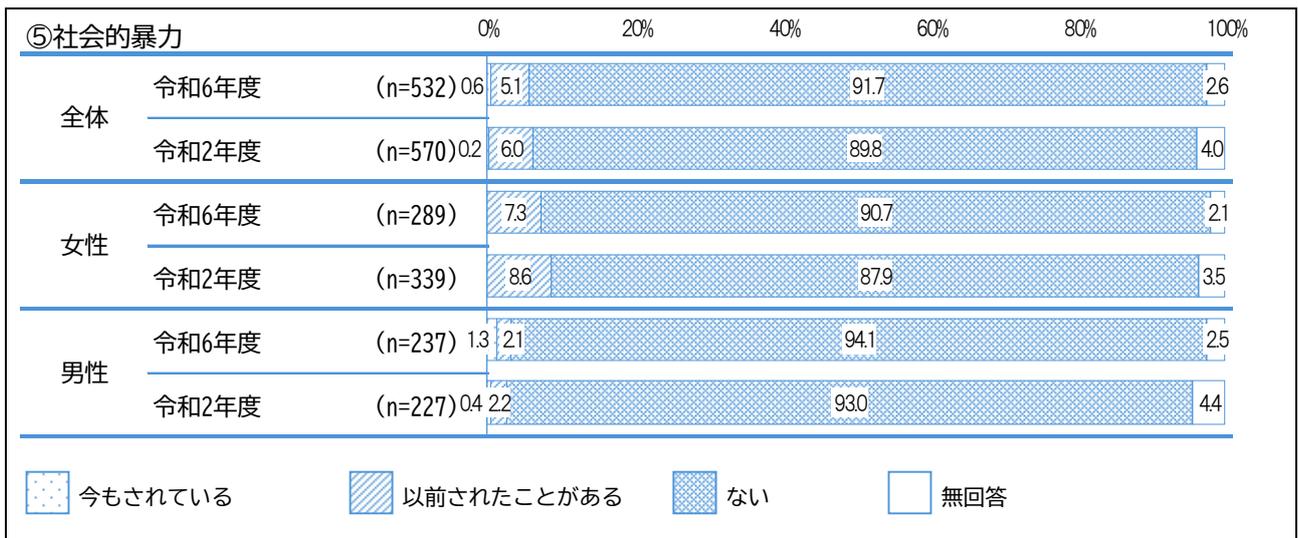
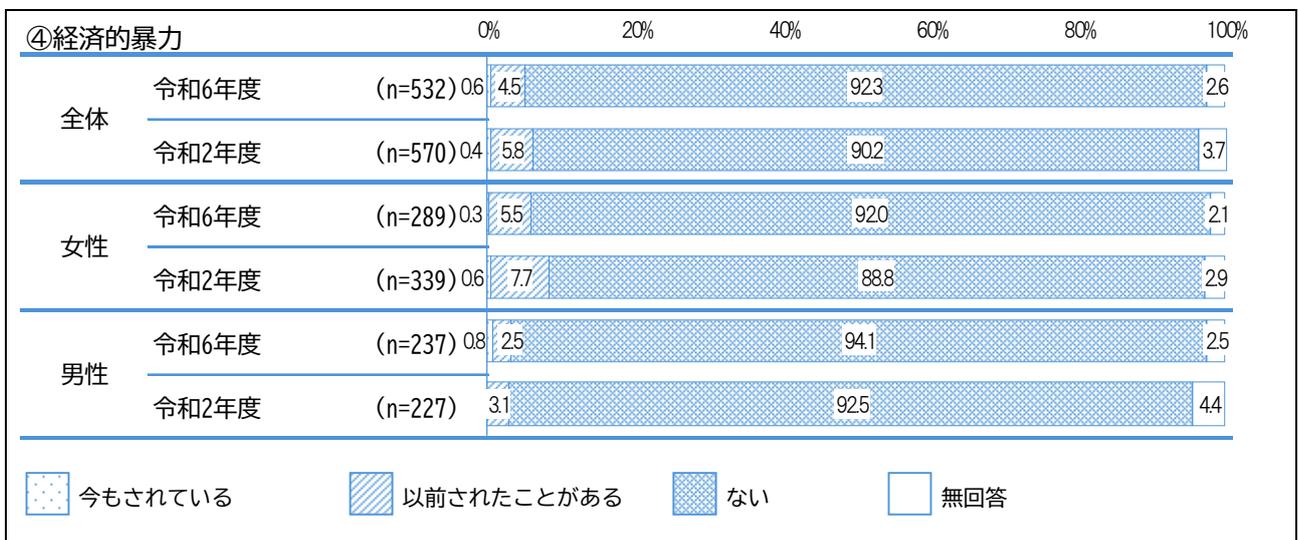
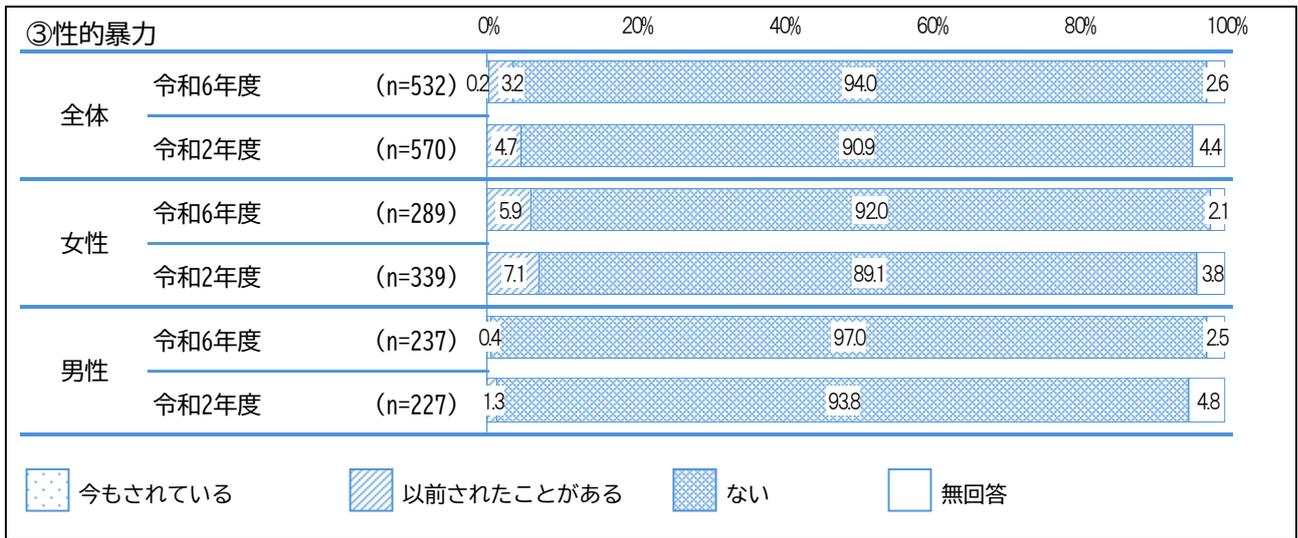
ただし、社会経済情勢の変化や国・県の動向などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

#### ★令和6年度市民意識調査結果（DVを受けたことがありますか）

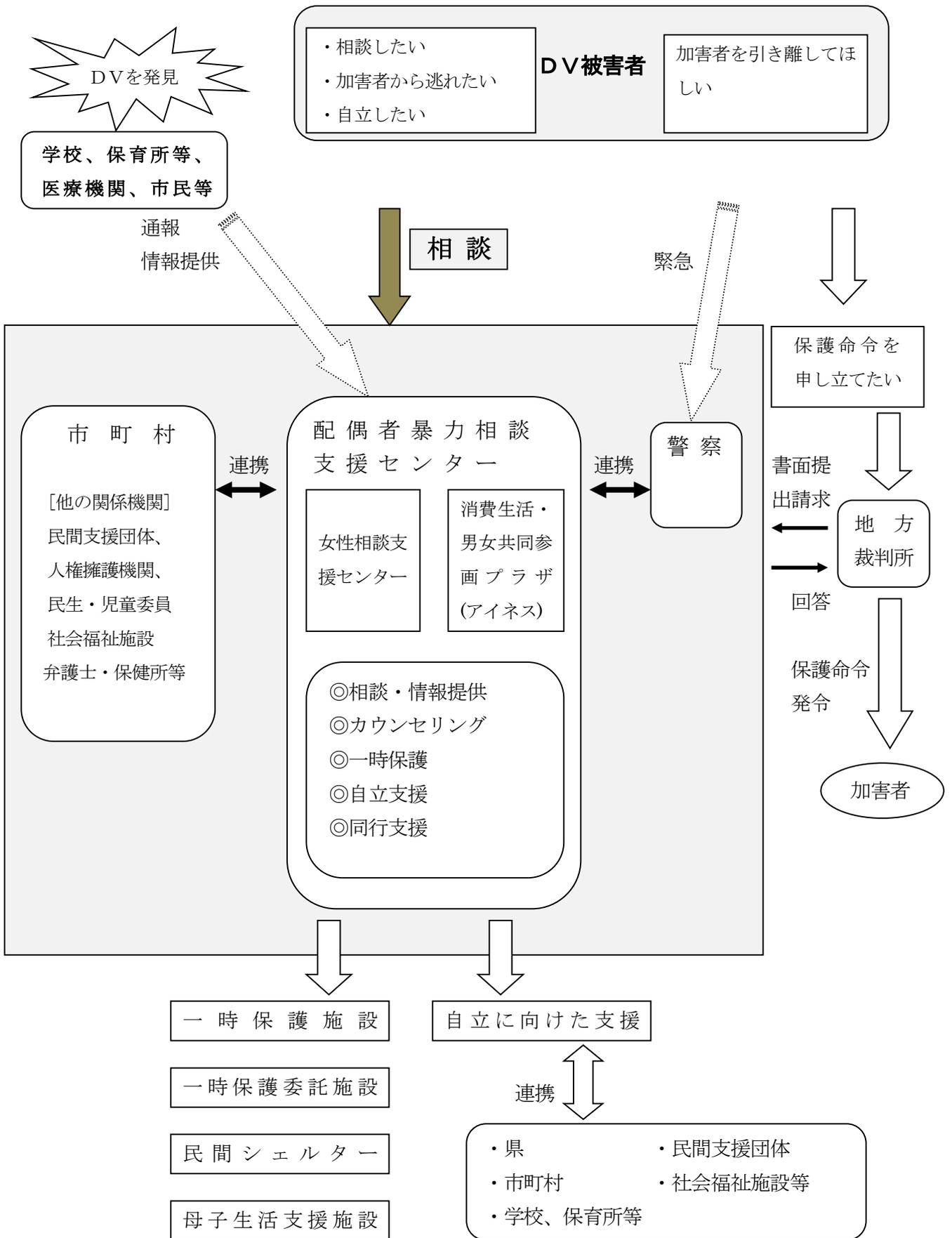
##### 問 DVを受けたことがありますか。

《まとめ》男性に対するDVもありますが、女性に対するDVの割合の方が高くなっています。





# 《DV被害者に対する支援の流れ》



#### 4 具体的な取組

DV等は重大な人権侵害であることから、若者たちをはじめ、市民一人ひとりが人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識の啓発を図ります。また被害者について相談体制の充実や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携する体制整備の強化を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①DV等の防止に向けた意識啓発	DV等の暴力防止に関する啓発・研修を実施する。	人権・部落差別解消推進課
	DV等について発達段階に応じた学習を実施する。	学校教育課
②DV被害者に対する相談体制の充実	多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう研修に参加する。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課
	相談体制を整備し、相談窓口の周知に努める。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 消防署 各支所
③DV被害者に対する保護や支援の充実	関係機関との連携を強化し、被害者の安全確保や自立に向けた支援に努める。	人権・部落差別解消推進課 市民生活課 社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 税務課 建設課 学校教育課 消防署 各支所

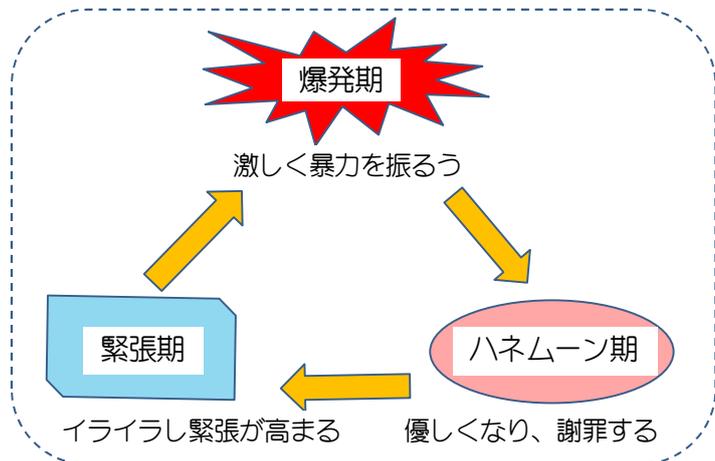
## 【DVの形態】

身体的暴力	殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、ものを投げつけるなど
精神的暴力	無視する、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐くなど
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノ画像を無理やり見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じるなど
社会的暴力	外出を制限する、交友関係や携帯電話の履歴・メールをチェックするなど

## 【DVのサイクル】

全ての加害者に当てはまるわけではありませんが、DVは一定のサイクルを繰り返しながら、徐々にエスカレートしていきと言われています。

加害者の中には、暴力を振るった後に一転して謝罪し、優しくなったりする人もいます。そのため、被害者は「今度こそ暴力がなくなるかも」と期待を抱き、加害者のもとから逃げられない原因の一つとなります。



## 暴力等相談窓口

### ☆配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）

電話097-544-3900（月～金 9時～21時）  
（土日祝 13時～17時、18時～21時）

### ☆配偶者暴力相談支援センター（大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス）

電話097-534-8874（月～金（祝日・年末年始除く）9時～16時30分）

### ☆おおいた性暴力救援センター・すみれ

電話097-532-0330（有料）、#8891（無料）  
（24時間365日）

### ☆みんなの人権110番

電話0570-003-110（月～金（祝日除く）8時30分～17時15分）  
ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

### ☆豊後大野市役所 人権・部落差別解消推進課、子育て支援課、高齢者福祉課

電話0974-22-1001（月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時）

### ☆豊後大野警察署

電話0974-22-2131 \*身の危険を感じたら迷わず110番

## 基本目標Ⅳ 男女がともに参画するまちづくり



### 【現状と課題】

少子高齢化による人口減少が進む中、活力ある地域社会を形成するためには、行政だけではなく、市民一人ひとりが参加して地域力を高め、持続可能な社会を築く必要があります。

そのためには、地域における男女共同参画が不可欠となります。多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等、女性の参画をあらゆる分野において進めることが必要です。

市民意識調査では、「地域活動や社会活動」において「平等である」と回答した割合は、全体では37.8%（前回調査比7.4%増）、性別で見ると男性が43.9%（前回調査比10.0%増）、女性が33.2%（前回調査比5.2%増）と前回調査より増加していますが、男女間の意識の差は依然として存在しています。また「議員や自治会など女性の参画が少ない理由」としては、「男性優位の社会」が一番高くなっており、「男性になる方がよいと思っている人が多い」「女性のチャレンジ精神がない」が続いています。「自治会などで女性が参画できにくい理由」としては、一番多かったのが「決定事項は男性が取り仕切り女性は口をはさめない」が全体で55.5%（前回調査比13.8%増）女性が53.8%（前回調査比10.4%増）男性57.4%（前回調査比18.8%増）で、いずれも前回に比べ増加し、更に男性の方が高くなっています。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識や慣行が依然として根強く残っていることが読み取れます。まちづくりには、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に出し合い、支えあう豊かな地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、引き続き、自治会など地域における様々な活動に多様な人々が参画できるように仕事と生活の調和を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、女性が経験を重ねることで社会における責任を担う力、エンパワーメントを高める必要があります。

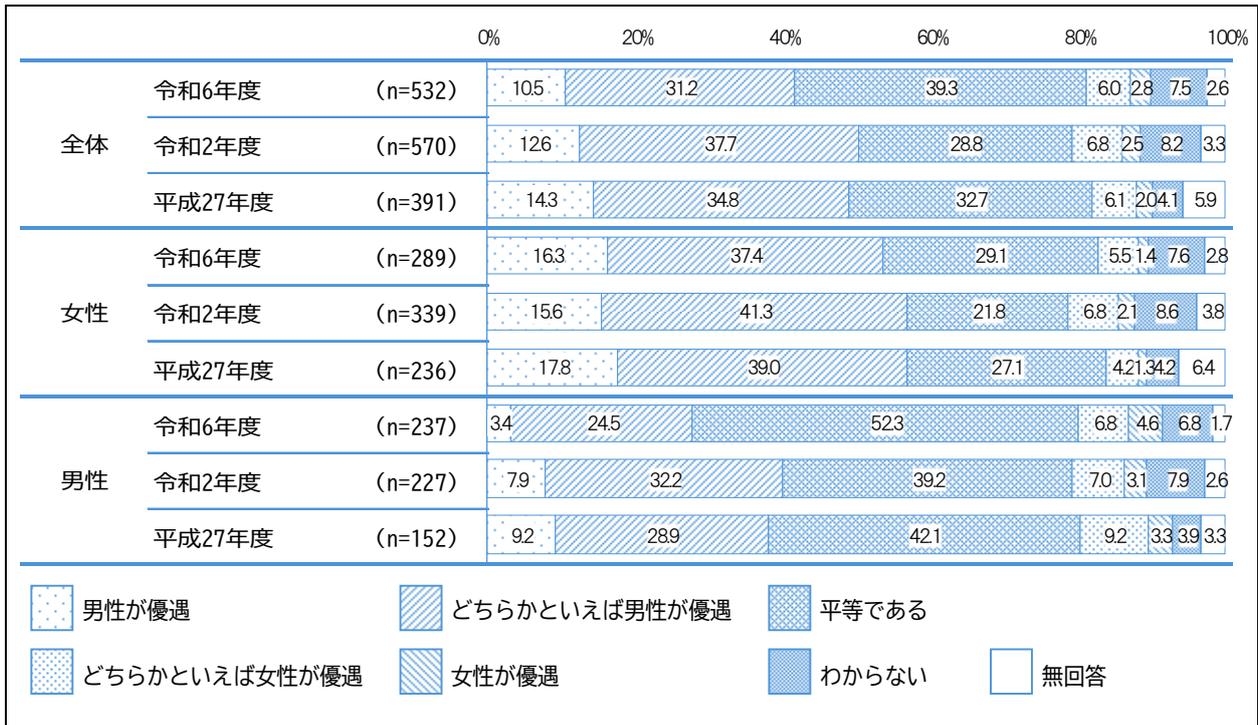


★令和6年度市民意識調査結果（地域活動・社会活動のなかの男女平等）

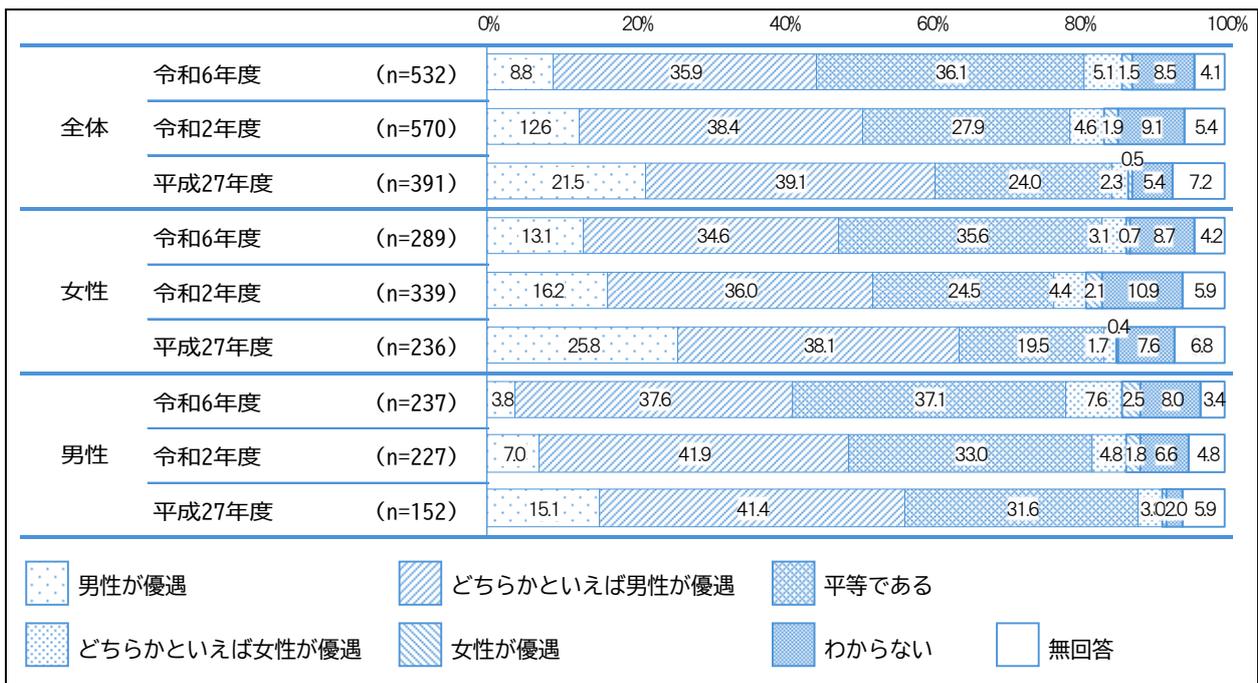
**問 地域活動・社会活動のなかで男女平等となっていますか。**

《まとめ》全体の意見で「平等である」と感じている分野は、「子どもの教育の場」が56.6%で最も多く、次いで「家庭生活」の39.3%、「地域活動や社会活動」の37.8%、となっています。「職場」や「政治の場」、「地域社会」および「社会全体」の分野で「男性が優遇」あるいは「どちらかと言えば男性が優遇」と回答した人の割合が高くなっています。

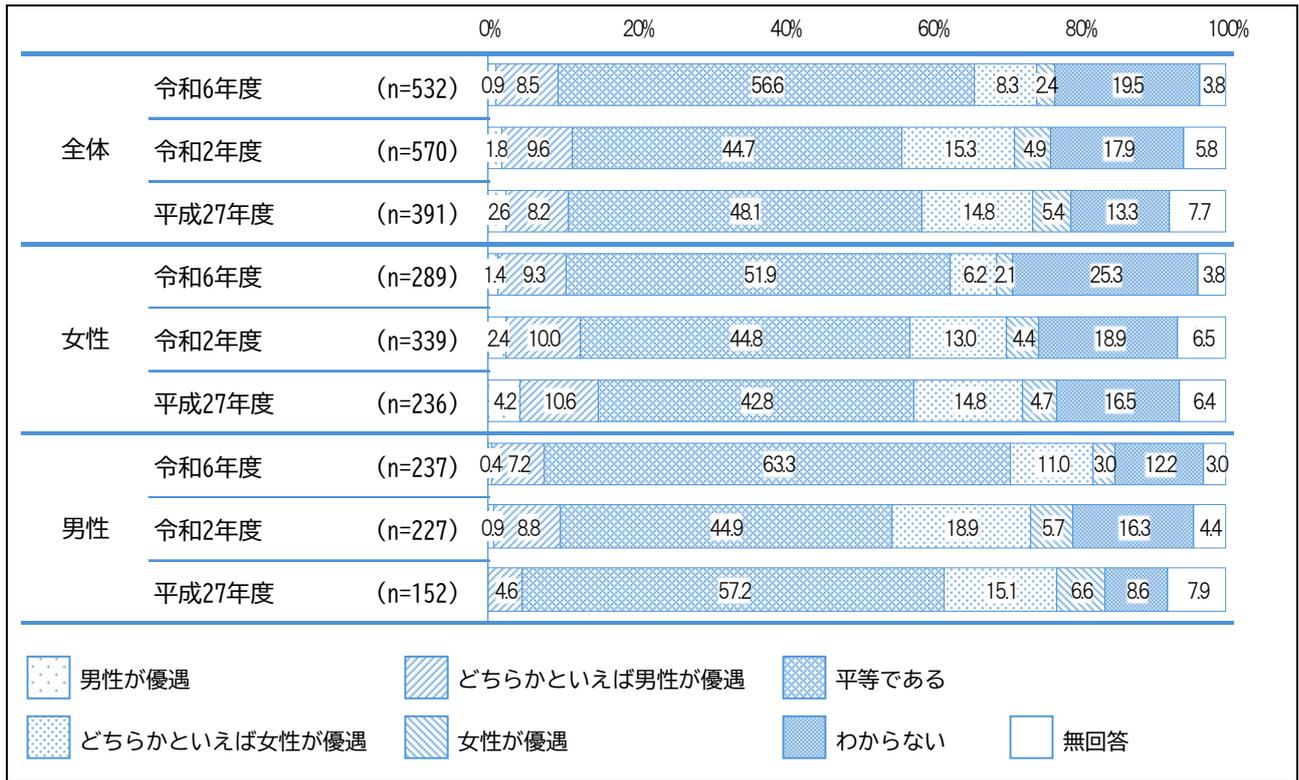
① 家庭生活



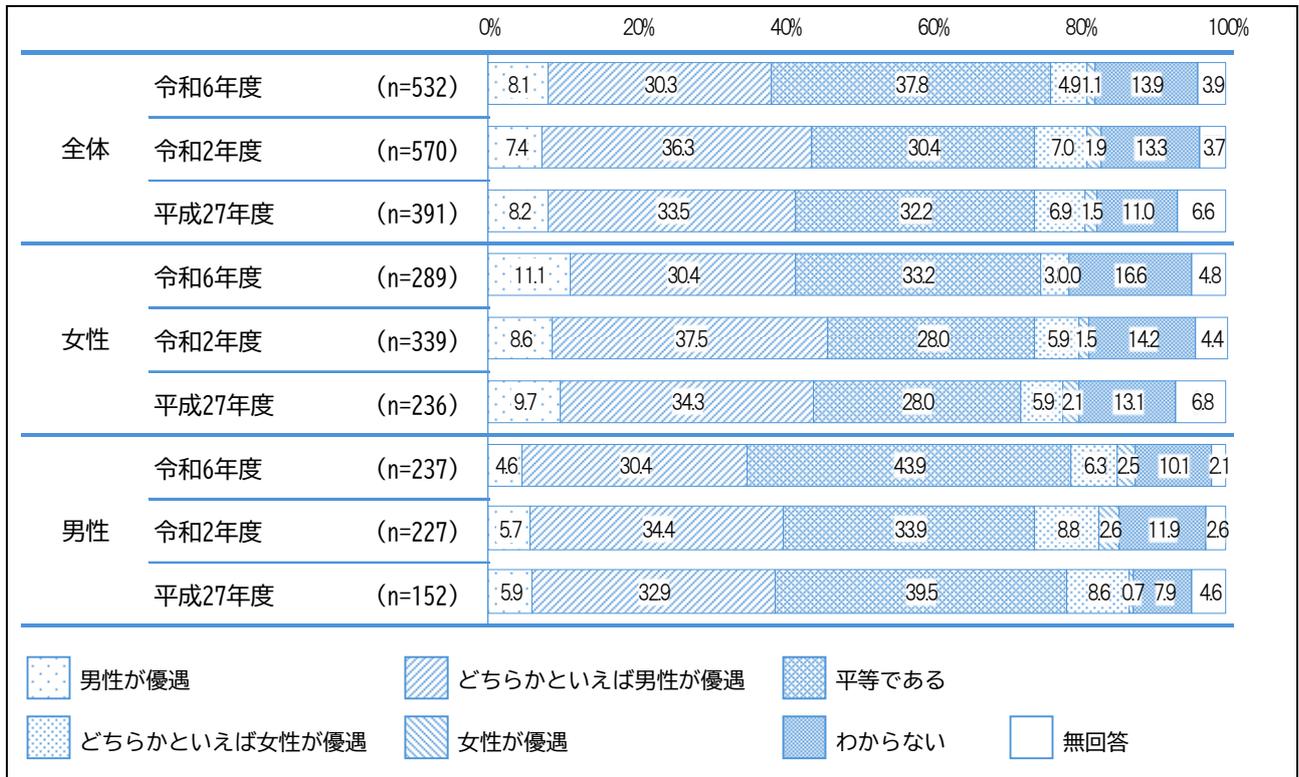
② 職場



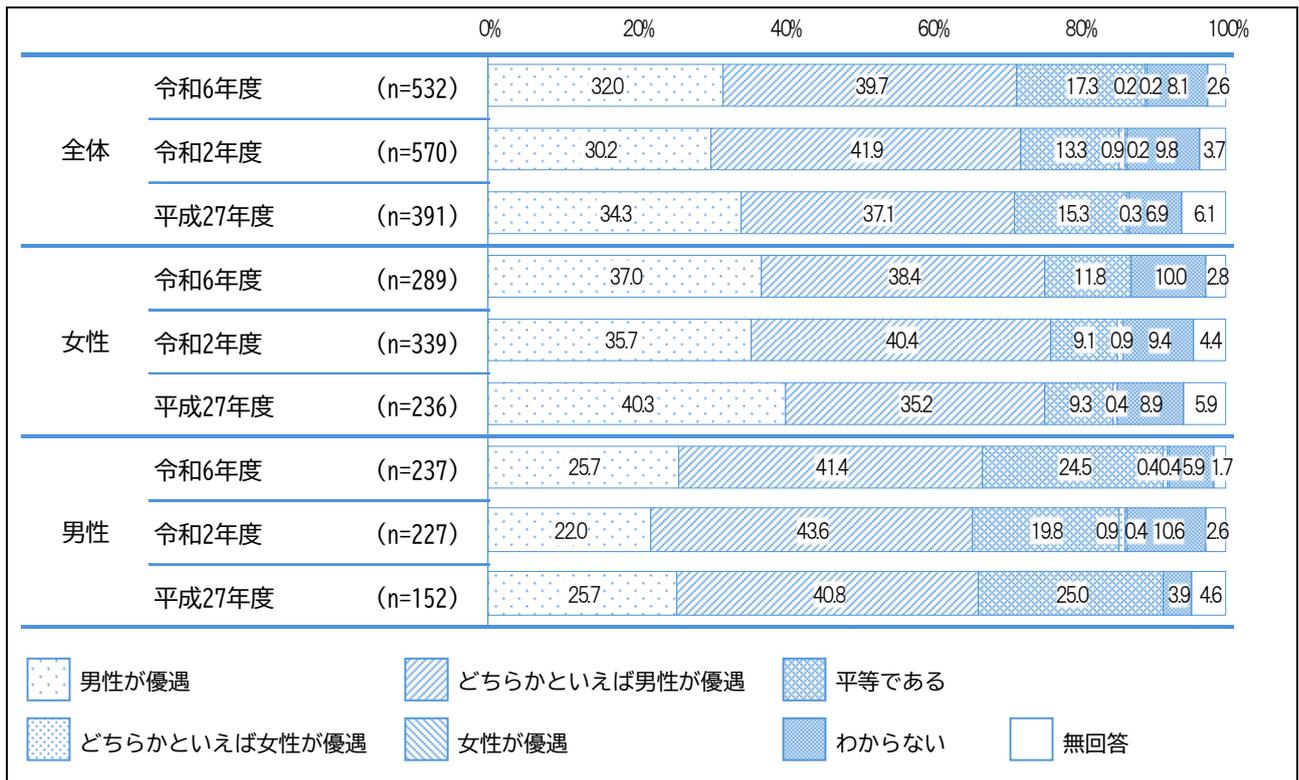
### ③ 子どもの教育の場



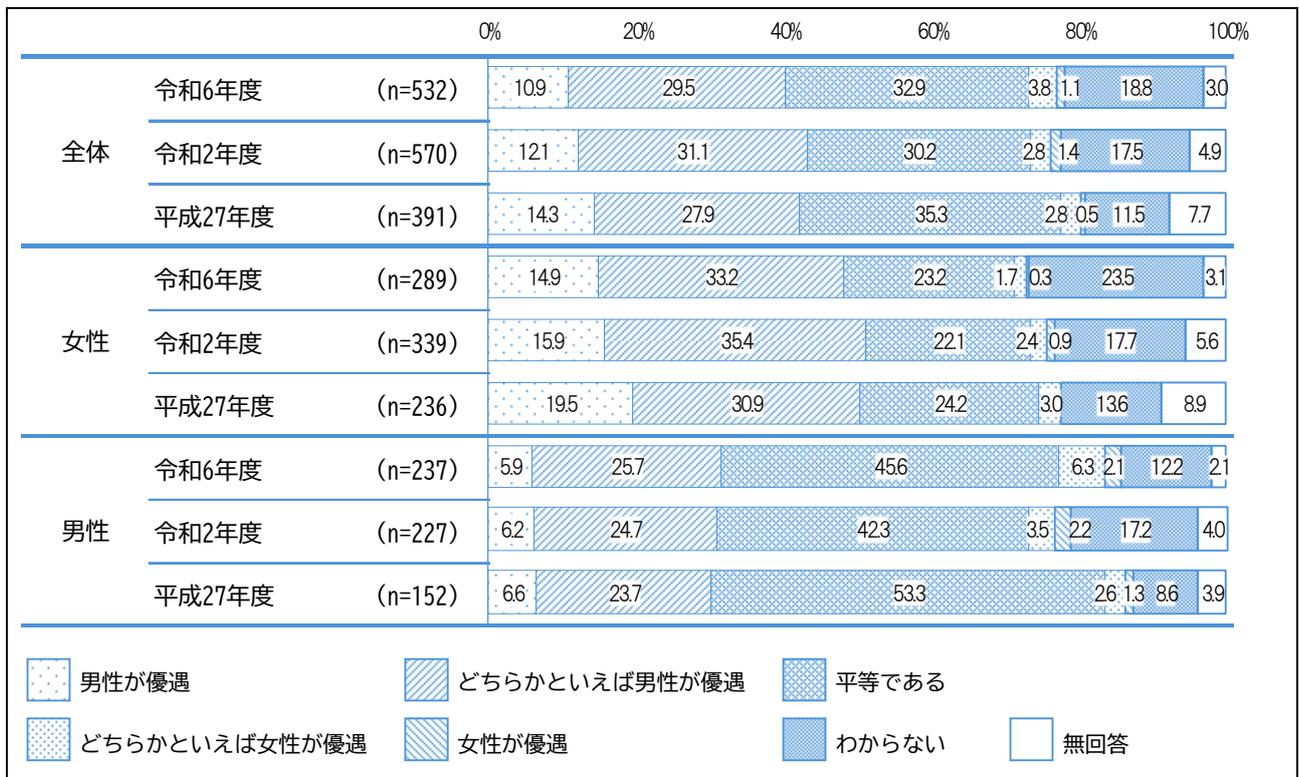
### ④ 地域活動や社会活動



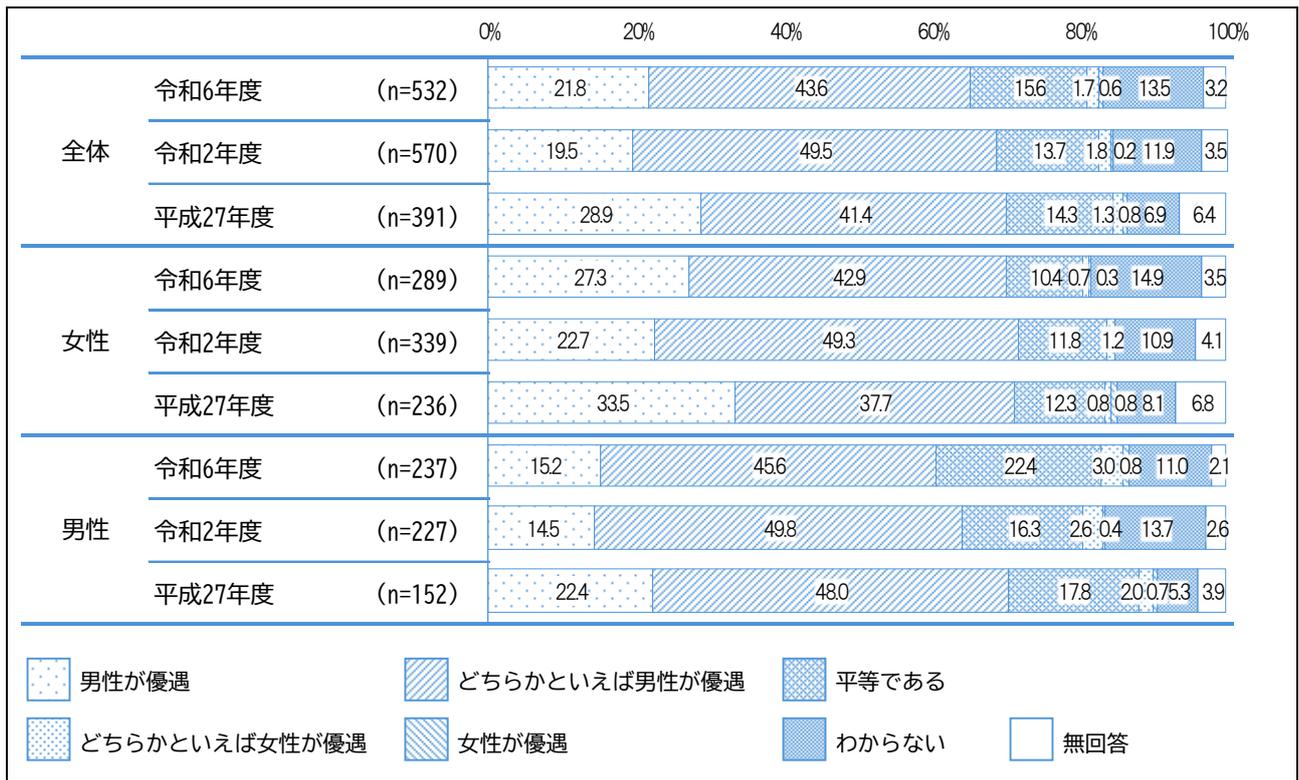
⑤ 政治の場



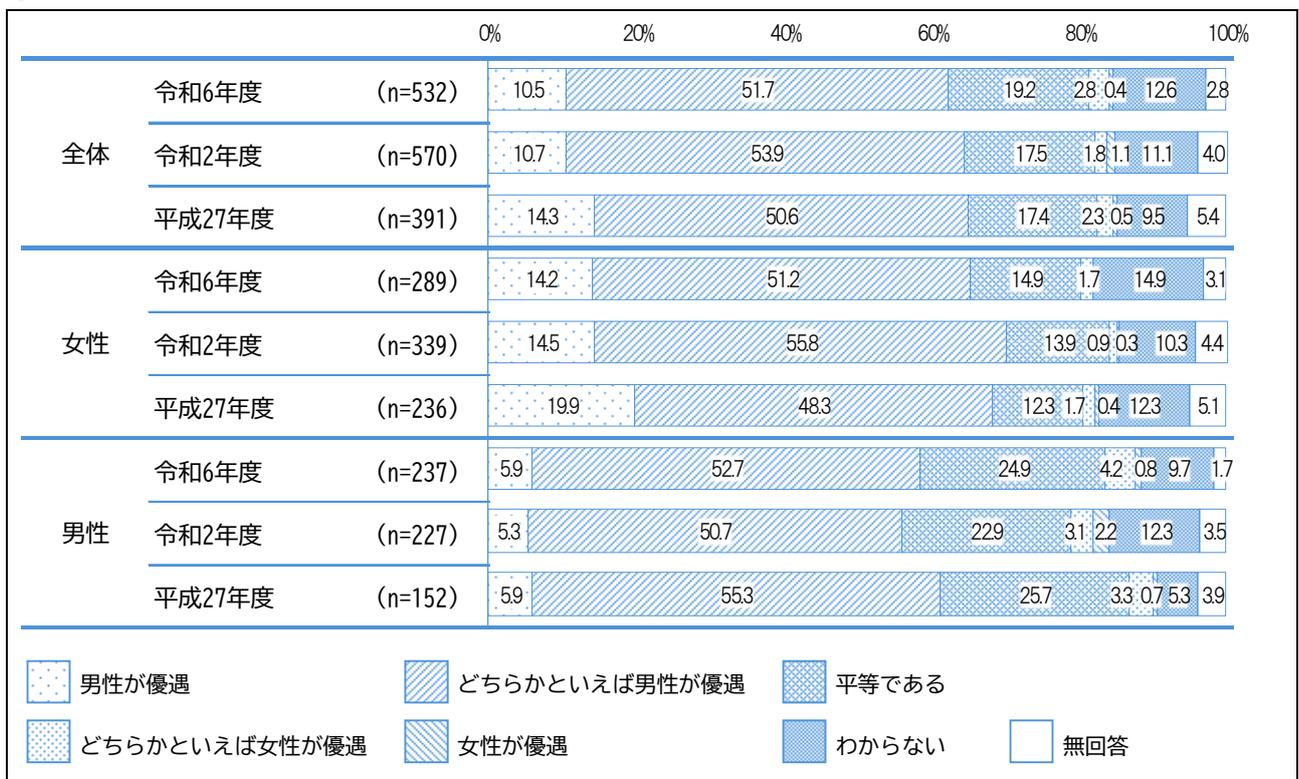
⑥ 法律や制度の上



⑦ 地域社会の通念・慣習・しきたり



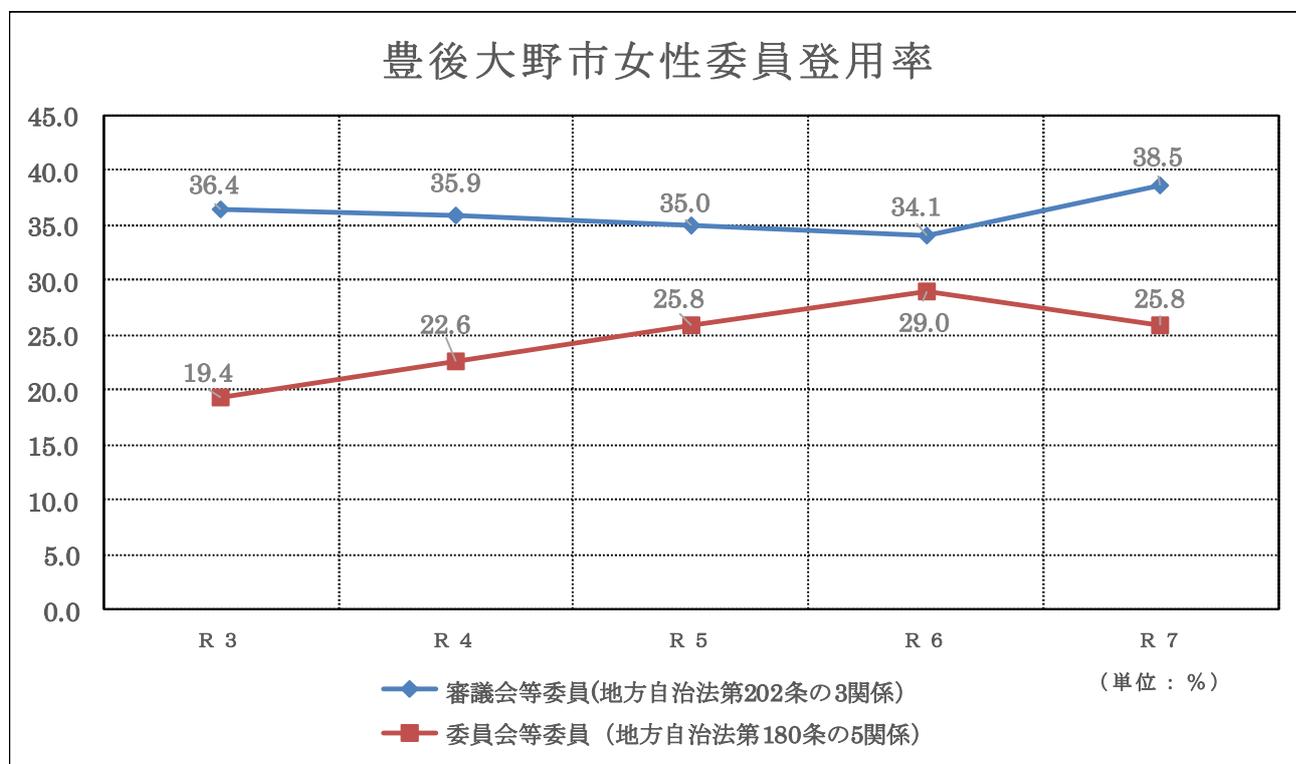
⑧ 社会全体



## 重点目標1 政策・方針決定への女性の参画拡大

あらゆる分野の審議会等をはじめとする委員等意思決定過程に女性の参画を進めるよう取り組みます。また男女共同参画を担う人材育成を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
① 審議会等への女性の登用の促進	審議会等における女性委員の登用率 50%をめざし、積極的に登用の促進を図る。	全庁
② 各種委員会における女性の参画の促進	各種委員会において男女のバランスについて配慮する。	全庁
③ 男女共同参画を担う人材育成の充実	女性の人材に関する情報の収集、提供を行うとともに人材育成のための研修等を実施する。	人権・部落差別解消推進課
④ 企業・市役所等女性職員の管理職への登用推進	女性職員の職域の拡大及び管理職への登用を推進する。	人権・部落差別解消推進課 総務課



## 重点目標2 地域における男女共同参画の推進

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

地域活動を男女ともに担うことができるよう、市民と行政が連携、協力しながら啓発活動を推進します。また、講演会や講習会等に参加しやすい環境をつくります。あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取り組みが必要ですが、防災活動や環境保全活動において女性の一層の参画を促進します。

施策	施策の方向	関係課等
①男女の地域活動への参画推進	自治会やPTA活動など、地域における多様な活動に対する女性の参画拡大を推進する。	人権・部落差別解消推進課
	男女が互いに支えあう地域社会の実現をめざして取り組む団体に情報提供し支援する。	人権・部落差別解消推進課
	講演会や講習会等における託児を実施し、男女がともに参画できる機会を提供する。	全庁 人権・部落差別解消推進課
②防犯、防災、環境の分野における男女共同参画の促進	防犯、防災分野に女性の参画を促進し、地域防災体制づくりを推進する。	総務課
	防災、消防体制の充実を図り、女性消防団による火災予防啓発や救命講習等による地域への啓発を行う。	消防署
	地域における環境保全に向けた様々な取り組みに男女の参画を図る。	環境衛生課

### 重点目標3 国際理解の推進

市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されます。国際理解を深め国際交流活動を推進します。また、外国籍市民等に対して生活上必要な情報や男女共同参画関連情報の提供に努めます。

施策	施策の方向	関係課等
①国際理解のための学習 機会の提供	講座や交流事業等の開催により国際理解を深める。	社会教育課 まちづくり推進課
②外国人との共生のまち づくりの推進	在住外国人に対する情報の提供および相談体制の充実を図る。	市民生活課 税務課 社会福祉課 子育て支援課 商工観光課 各支所
③国際交流活動への参加 促進	友好都市の訪問団受け入れ、訪問を通し、相互の市民交流を進める。	まちづくり推進課



## 《市民のみなさん・事業所のみなさんも取り組みましょう！》

### 基本目標Ⅰ 男女平等をめざした人づくり

- ★ 人権尊重・男女平等に関する講座や講演会等に積極的に参加しましょう。
- ★ 事業所、団体や地域で学習会を開催しましょう。
- ★ 家庭や職場、地域などの日常生活で、男女の役割を固定的にとらえた社会通念や慣行・しきたりがいいのか改めて考えてみましょう。
- ★ 子どもに人権尊重・男女平等の大切さを伝えましょう。

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

- ★ 事業者は、労働時間の短縮、育児・介護休業等の取得促進やポジティブ・アクション<sup>(13)</sup>の導入など男女共同参画を推進しましょう。
- ★ 男女がともに家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動が両立できる環境をつくりましょう。
- ★ 自分の体を大切に、健康づくりに取り組みましょう。
- ★ 様々な生活上の困難を抱える人たちが、安心して暮らせるように配慮しましょう。

### 基本目標Ⅲ 暴力を許さない社会づくり

- ★ 配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカーなどは、人権侵害であるという認識を広げましょう。また被害を受けたら悩まずに相談しましょう。
- ★ 暴力を許さない社会をめざして、家庭、地域、学校、職場など、それぞれの場で話し合いや研修をしましょう。

### 基本目標Ⅳ 男女がともに参画するまちづくり

- ★ 男女一人ひとりが地域の一員として、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ★ 政策・方針決定の場等へ女性の登用を積極的に図りましょう。
- ★ 国際性豊かな人材を育成し、外国人への理解を深め、共に暮らしやすいまちをつくりましょう。

<sup>(13)</sup> ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

## 第5章 推進体制

豊後大野市男女共同参画基本計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく市民や事業所・関係団体等が、それぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。そのためには、市における推進体制を充実し、事業の実施状況を点検していく体制を構築していく必要があります。また、国・県・市民及び関係機関との連携を一層強化し、計画を円滑に推進するよう努めます。

### 1 庁内の推進体制の充実

各課職員で構成する人権・部落差別解消等に関する庁内組織（幹事会、兼務者会議）を活用し、全庁的に男女共同参画施策を推進します。

また、職員の意識啓発のための研修や様々な相談に対応するための研修を行います。

### 2 関係機関等との連携・協働

国、県及び関係機関における男女共同参画に関する会議などへの参加、及び情報交換や事業協力等の連携を図り、効果的に計画を推進します。

NPO<sup>(14)</sup>等の民間団体、企業等がそれぞれの立場で男女共同参画の推進に主体的に取り組むよう働きかけるとともに、連携・協働を促進します。

### 3 計画の進行管理

計画の進行状況については、施策の実施状況、数値目標の達成状況を把握し、公表するとともに翌年度の事業計画等に反映できるよう取り組みます。

---

<sup>(14)</sup> NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織(Non-Profit Organization)。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいう。

## 第6章 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

### 1 計画策定の目的

この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日施行。以下「女性活躍推進法」という。）第1条の目的を達成するため、同法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

最終改正：令和7年6月11日施行

#### 第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### 第六条（都道府県推進計画等）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### （企業に関する内容）

令和元年6月の「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されました（令和4年4月施行）。また、常時雇用する労働者301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え、「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました（令和2年6月施行）。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク<sup>(15)</sup>を商品などに付することができます。

<sup>(15)</sup>認定マーク

【えるぼし認定】 行動計画の策定・届を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組が優良な企業に対して、厚生労働省から認定を受け、認定マークを商品などに付することができる。

【プラチナえるぼし認定】 女性の活躍推進に関する取組が特に優良な企業に対して、厚生労働省から認定を受け、認定マークを商品などに付することができる。

## 2 豊後大野市の「市町村推進計画」策定について

豊後大野市では、令和元年12月20日の閣議決定により変更された国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の「基本的な考え方」を勘案し、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」と一体のものとして策定するものとし、国の基本方針の事業体系と、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」での反映状況は次ページの表のとおりです。

女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方（令和元年12月20日閣議決定）

### 《法の対象》

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性。

### 《女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会》

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約240万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それによりゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

## 3 計画期間について

女性活躍推進法の有効期限が令和8年3月31日から令和18年3月31日までに延長されたため、本計画の計画期間もこれに合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、令和12年度に実施予定の中間見直し後の期間は、令和13年度から令和17年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

基本方針（推進法第5条）

第3部女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- (1) 積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
  - ・女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の認定
  - ・公共調達を通じた女性の活躍推進
  - ・企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等
  - ・中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
  - ・非正規雇用における雇用環境等の整備
  - ・女性の登用促進のための支援
  - ・再就職支援
  - ・起業・創業支援
  - ・女性の参画が少ない分野での就業支援
  - ・キャリア教育等の推進
  - ・職場における女性の健康支援

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- (1) 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
  - ・共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
  - ・子育て支援環境の整備
  - ・長時間労働の是正・休暇の取得促進
  - ・職業生活と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進
  - ・多様で柔軟な働き方の推進
  - ・職場風土の見直しにつながる人事評価の推奨

3 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置

- (1) 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置
  - ・就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- (1) 国における推進体制
  - ・事業主行動計画策定の推進
  - ・フォローアップ
  - ・情報の収集・整理・提供
  - ・女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動
- (2) 地方公共団体における推進体制
  - (ア) 都道府県推進計画・市町村推進計画の策定
    - 庁内横断的な推進体制の整備
    - 地域の実情及び住民ニーズの把握
    - 実施時期等の明記
    - 推進計画の実施状況の点検・評価・公表
  - (イ) 相談体制の構築
  - (ウ) 協議会の活用
  - (エ) 国によるフォローアップの実施と好事例の情報提供等

市町村推進計画（第3次豊後大野市男女共同参画基本計画反映項目）

市町村推進計画

- (1) 積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
 

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 

基本目標Ⅰ 重点目標2

基本目標Ⅱ 重点目標1、2

基本目標Ⅳ 重点目標1
- (1) 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
 

基本目標Ⅰ 重点目標2

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
 

基本目標Ⅱ 重点目標1、2
- (1) 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置
 

基本目標Ⅱ 重点目標1

基本目標Ⅲ 重点目標1
- (1) 国における推進体制
 

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 地方公共団体における推進体制
 

(ア) 市町村推進計画の策定、(ウ) 協議会の活用、  
(エ) 国によるフォローアップの実施と好事例の情報提供等

基本目標Ⅰ 重点目標1

(イ) 相談体制の構築

基本目標Ⅱ 重点目標1、2



## 豊後大野市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれたふるさと豊後大野を誇りとし、市民一人ひとりが互いに人として尊重し合い、家庭、地域、学校、職場において、いきいきと輝くまちをつくるために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに個性や能力を発揮できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、社会のあらゆる活動や意思決定に、男女が平等に参画できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、子育てや介護、仕事や地域活動など男女がともに支え合い、いきいきとらせるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、男女がともに感謝と思いやりのある、こころ豊かなまちをつくります。

平成22年5月18日

豊後大野市

